

# 1 安城市のあらまし

## 1) 市の概況

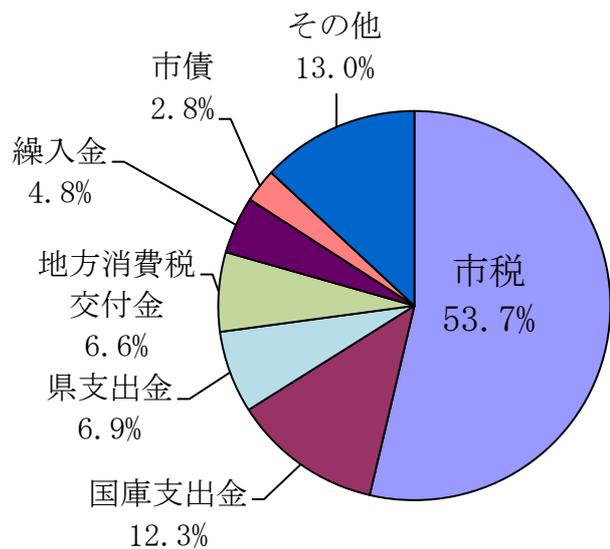
- ( 1 ) 市役所の位置 東経 137度4分49秒 北緯 34度57分31秒
- ( 2 ) 人口 188,010 人 ( 男 96,207 人 女 91,803 人 )  
79,153 世帯 令和 6 年 4 月 1 日 現在
- ( 3 ) 面積 86.05 Km<sup>2</sup> ( 南北 13.7 km 東西 10.6 km )
- ( 4 ) 市制施行 昭和27年5月5日

## 2) 予算 (令和6年度当初)

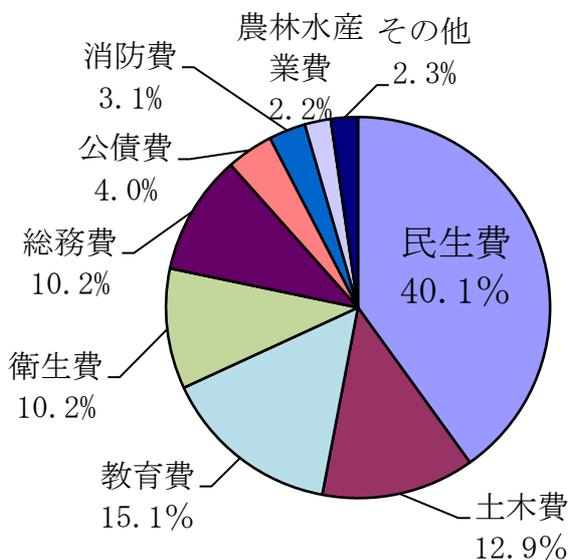
- ( 1 ) 一般会計 73,690,000 千円

### 歳入

区分	予算額 (千円)	比率
市税	39,548,401	53.7%
国庫支出金	9,090,157	12.3%
県支出金	5,049,449	6.9%
地方消費税交付金	4,850,000	6.6%
繰入金	3,506,918	4.8%
市債	2,052,000	2.8%
その他	9,593,075	13.0%
合計	73,690,000	100.0%



※四捨五入の関係により100%にはならない



※四捨五入の関係により100%にはならない

### 歳出

区分	予算額 (千円)	比率
民生費	29,551,895	40.1%
土木費	9,485,500	12.9%
教育費	11,142,313	15.1%
衛生費	7,513,968	10.2%
総務費	7,493,900	10.2%
公債費	2,918,171	4.0%
消防費	2,288,276	3.1%
農林水産業費	1,609,571	2.2%
その他	1,686,406	2.3%
合計	73,690,000	100.0%

( 2 ) 福祉事務所関係費 28,464,202 千円

① 費目別内訳

社会福祉費

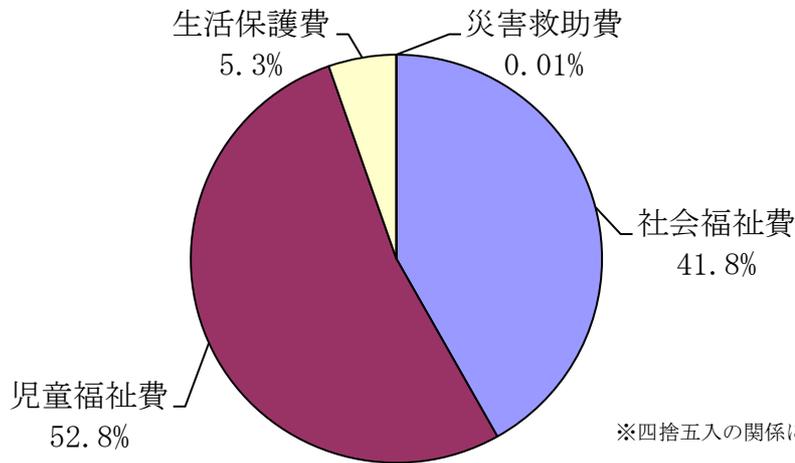
区分	予算額 (千円)
社会福祉総務費	994,029
障害者福祉費	4,011,932
福祉医療費	2,171,400
老人福祉費	2,393,691
デイサービスセンター費	0
福祉センター費	475,710
後期高齢者医療費	1,864,623
合計	11,911,385

児童福祉費

区分	予算額 (千円)
児童福祉総務費	1,856,991
児童措置費	4,149,333
保育園費	8,189,748
児童センター費	592,731
子ども発達支援センター費	243,589
児童福祉施設建設費	0
合計	15,032,392

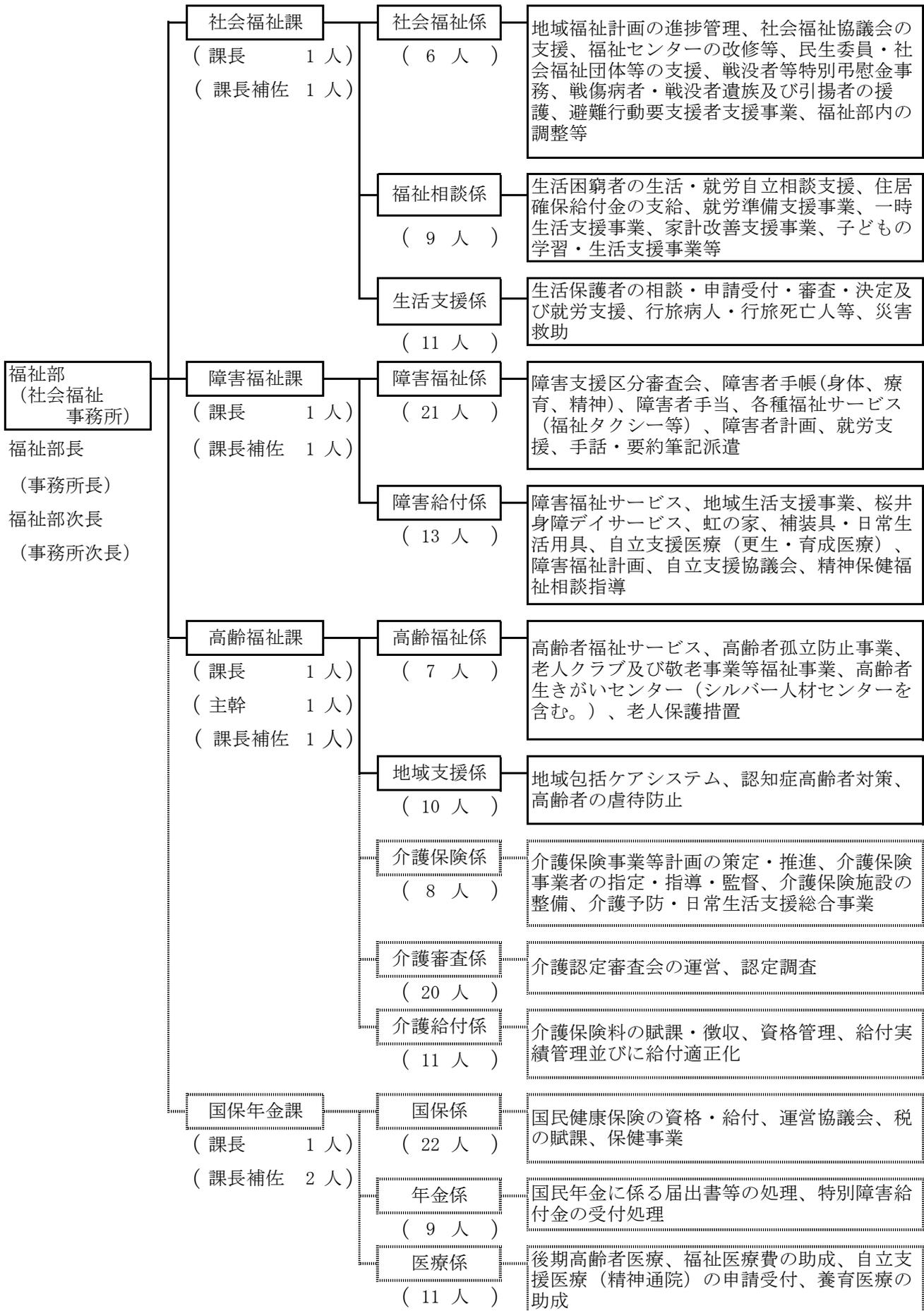
その他

区分	予算額 (千円)
生活保護費	1,518,925
災害救助費	1,500



※四捨五入の関係により100%にはならない

### 3) 福祉部の組織・事務分担 (社会福祉事務所は実線の範囲)



福祉部の職員配置人数

令和6年4月1日現在 (人)

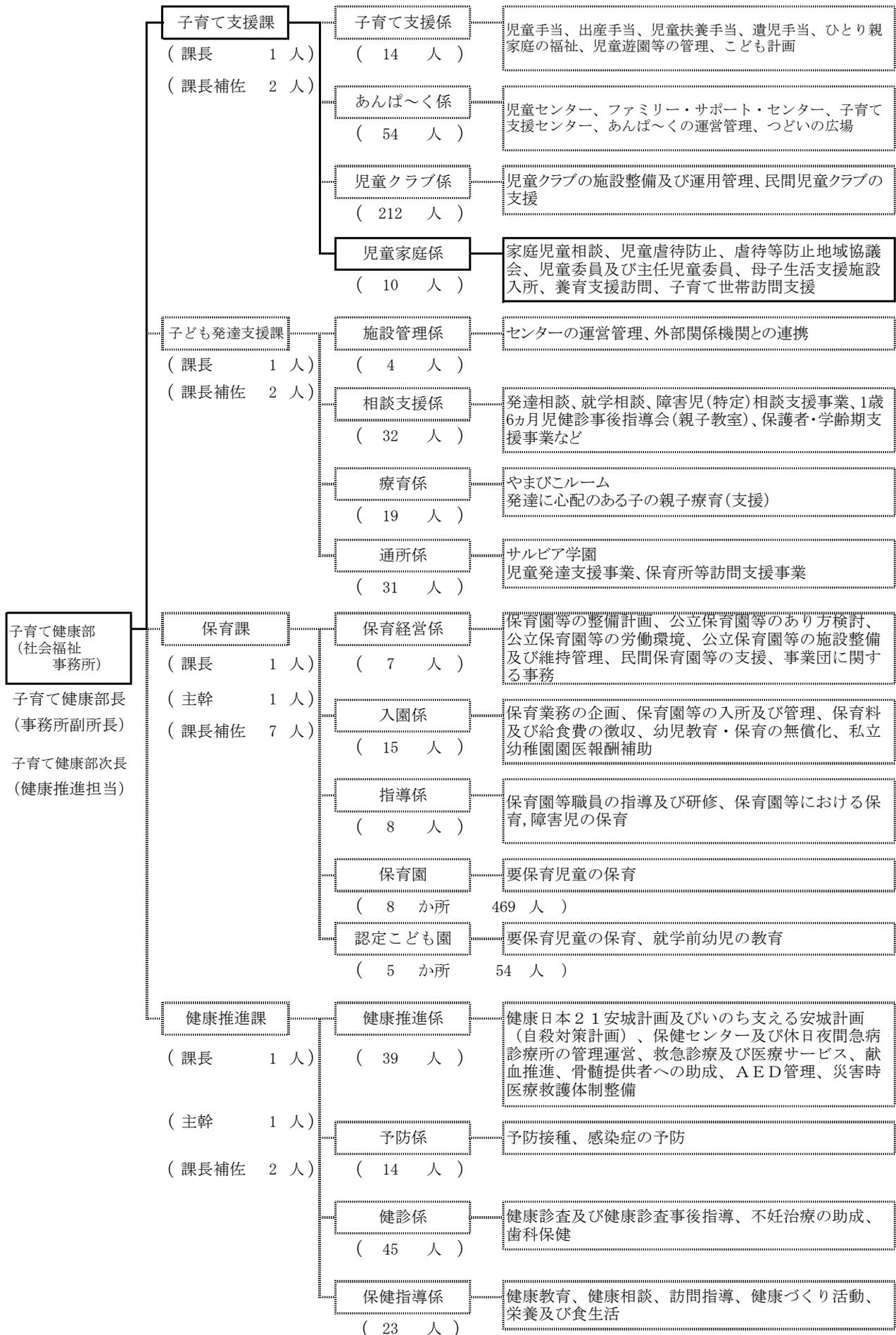
区分	職員数	課長級	補佐級	係長級以下	育休滞同休	嘱託	再任用	任期付	出向	会計年度任用職員	(再掲)うち調査員等
社会福祉課	24	1	1	15		1		5	1	4	2
障害福祉課	22	1	1	11	1			8		14	9
高齢福祉課	38	2	1	23	2			7	3	21	14
国保年金課	37	1	2	17	3			14		7	
福祉部計	121	5	5	66	6	1	0	34	4	46	25

(注) 1 「職員数」欄は、「正規職員」「育休他」「嘱託」「再任用」「任期付」「出向」を含む人数

2 「調査員等」欄

- (1) 社会福祉課：就労支援員、生活相談員
- (2) 障害福祉課：認定調査員、就労相談員、精神障害者相談員
- (3) 高齢福祉課：認定調査員

4) 子育て健康部の組織・事務分担(社会福祉事務所は実線の範囲)



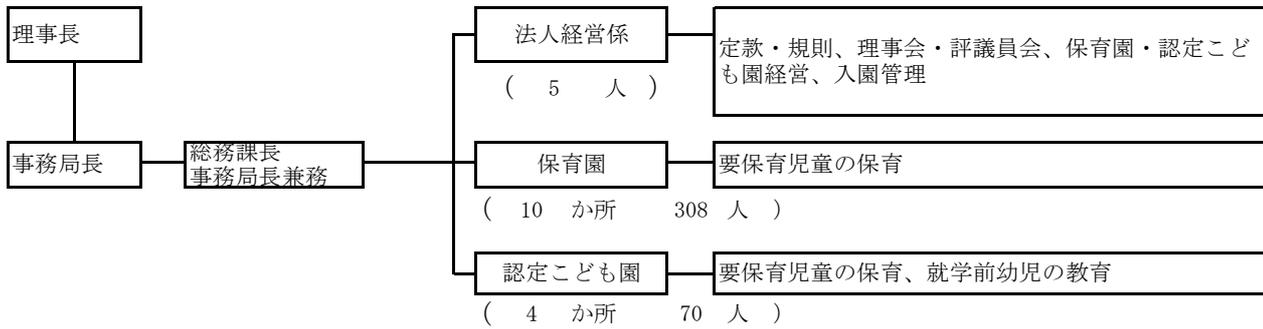
子育て健康部の職員配置人数

令和6年4月1日現在 (人)

区分	職員数	正規職員				嘱託	再任用	任期付	出向	会計年度 任用職員
		課長級	補佐級	係長級 以下	育休等					
子育て支援課	37	1	1	25		2	4	4		266
子ども発達支援課	37	1	2	16	2	6		3	7	52
保育課	240	2	7	164	46		3	18		322
健康推進課	43	2	2	27	11			1		82
子育て健康部計	357	6	12	232	59	8	7	26	7	722

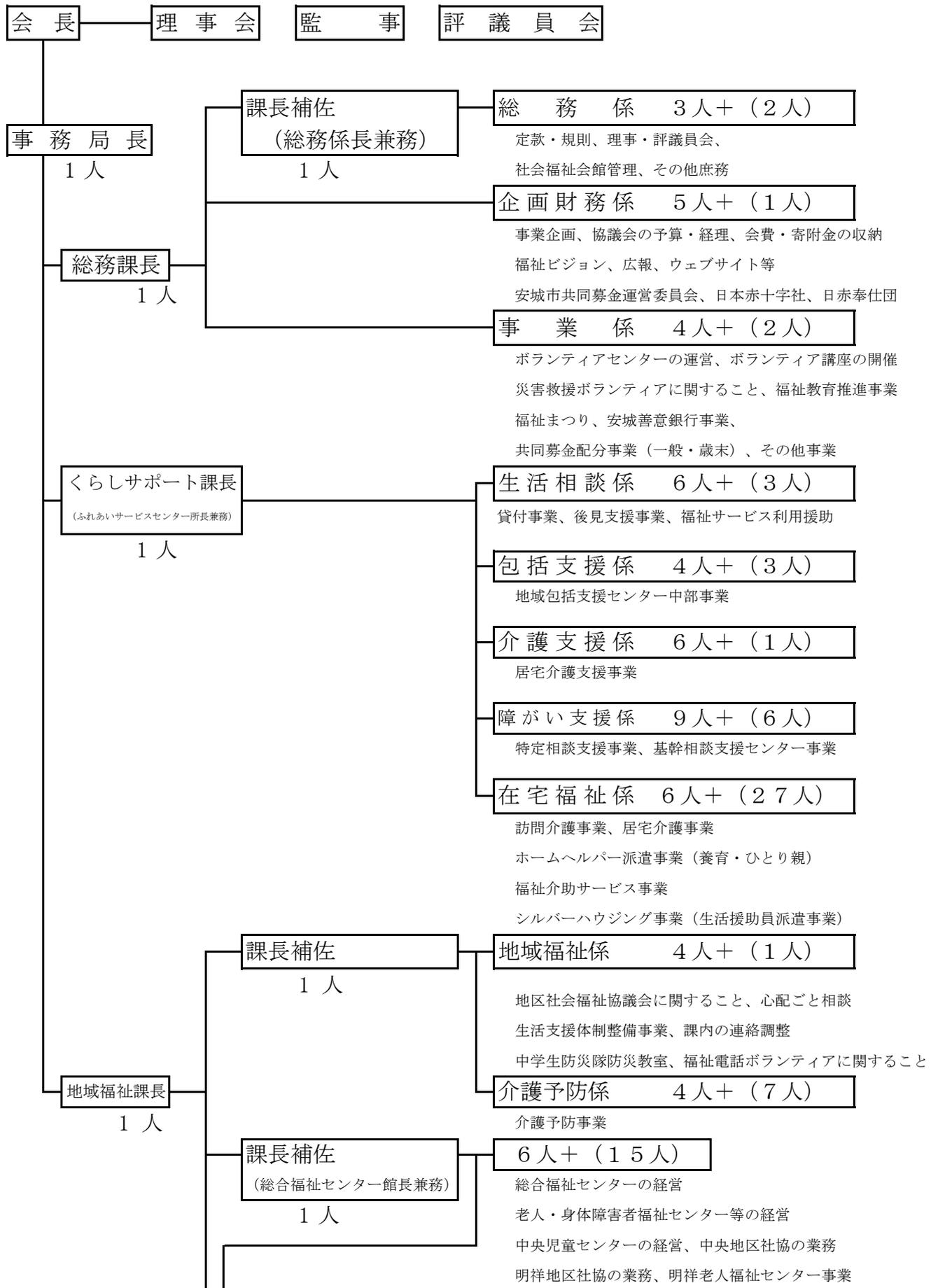
(注) 1 「職員数」は、「正規職員」「嘱託」「再任用」「任期付」「出向」の計  
 2 「育休等」欄は、分限休職者(病休)を含む。

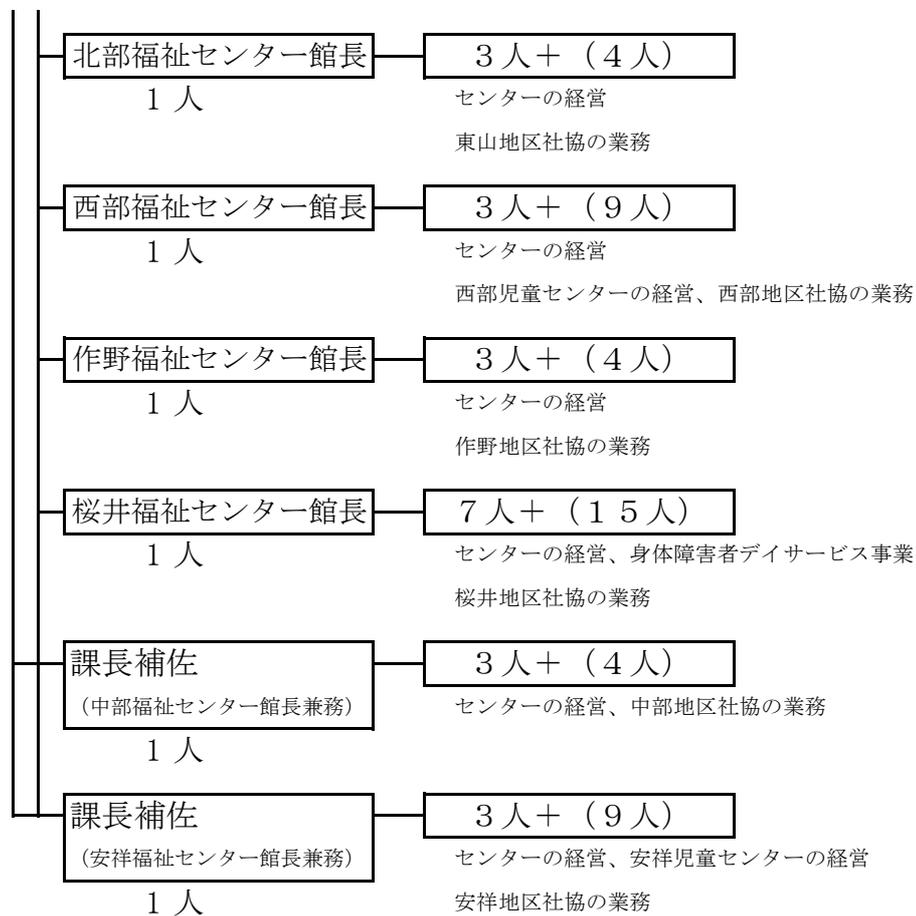
5) 社会福祉法人安城市子ども未来事業団の組織・事務分担



6) 社会福祉法人安城市社会福祉協議会の組織・事務分担

令和6年4月1日現在





※ ( ) 内の数字は、臨時職員の数  
 ※総務課付 (市へ出向他) 14人

社会福祉協議会の職員配置人数

令和6年4月1日現在 (人)

区分	職員数	部長級	課長級	補佐級	係長級以下	育休等	嘱託	嘱託：再雇用	任期付	再任用	臨時職員
事務局	1	1									
総務課計	28	0	1	1	26	0	0	0	0	0	5
総務係 (課長含)	5		1	1	3						2
企画財務係	5				5						1
事業係	4				4						2
総務課付	14				14						
くらしサポート課計	32	0	1	0	27	0	0	0	0	4	40
生活相談係 (課長含む)	7		1		5					1	3
包括支援係	4				3					1	3
介護支援係	6				5					1	1
障がい支援係	9				8					1	6
在宅福祉係	6				6						27
地域福祉課計	45	0	1	4	34	0	0	2	0	4	68
地域福祉係 (課長・課長補佐含)	6		1	1	3					1	1
介護予防係	4				4						7
総合福祉センター	7			1	6						15
北部福祉センター	4				3			1			4
西部福祉センター	4				2			1		1	9
作野福祉センター	4				4						4
桜井福祉センター	8				7					1	15
中部福祉センター	4			1	2					1	4
安祥福祉センター	4			1	3						9
社会福祉協議会計	106	1	3	5	87	0	0	2	0	8	113

(注) 「職員数」欄は「臨時職員」を除いた「育休」「嘱託」「嘱託：再雇用」「任期付」「再任用」を含む人数

※ 臨時職員のうち1名は、2か所で勤務するため、それぞれに計上している。

## 2 高齢者福祉（高齢福祉課）

### 1）高齢者を取りまく状況

#### (1) 高齢者人口の推移

（単位：人、％）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	190,368	189,877	189,061	188,645	188,010
高齢者人口	39,927	40,461	40,862	41,055	41,333
高齢化率	21.0	21.3	21.6	21.8	22.0
県	25.1	25.4	—	—	—
国	28.6	28.9	29.1	29.0	29.2

※市政情報 各年度4月1日現在

令和4年度からは県が毎月公表せず、10月1日のみと変更したため不明。

#### (2) 世帯の状況

（単位：世帯）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総世帯数	76,803	77,201	77,579	78,352	79,153
65歳以上の高齢者のいる世帯	26,778	27,151	28,140	27,850	28,052
高齢者単身世帯	7,142	7,444	7,917	8,031	8,361
高齢者のみの世帯	6,976	7,202	7,606	7,460	7,524
夫婦のみ	6,443	6,644	6,957	6,892	6,936
夫婦以外	533	558	649	568	588

※資料 高齢福祉課 各年度4月1日現在

## 2) 高齢者福祉に関する施設

### (1) 老人福祉センター

機能回復訓練室、浴室、休憩室、囲碁・将棋コーナーなどがあり、地域の60歳以上の人を対象に、健康の増進、教養の向上やレクリエーションなどのための場を提供しています。

施設名	所在地	電話番号
安城市中央老人福祉センター	赤松町／安城市総合福祉センター内	77-7888
安城市西部老人福祉センター	福釜町／安城市西部福祉センター内	72-6616
安城市作野老人福祉センター	篠目町／安城市作野福祉センター内	72-7570
安城市北部老人福祉センター	東栄町／安城市北部福祉センター内	97-5000
安城市桜井老人福祉センター	桜井町／安城市桜井福祉センター内	99-7365
安城市中部老人福祉センター	新田町／安城市中部福祉センター内	76-0090
安城市安祥老人福祉センター	安城町／安城市安祥福祉センター内	73-5757
安城市明祥老人福祉センター	和泉町／安城市明祥プラザ内	92-3641

### (2) 養護老人ホーム

65歳以上の人であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設です。平成30年4月1日から社会福祉法人安祥福祉会に施設を移譲し運営しています。

施設名	定員(人)	所在地
安城市養護老人ホーム	50	和泉町大北67番地1

### 3) 在宅福祉サービス

#### (1) 在宅福祉事業の推進

##### ① シルバーハウジング生活援助員の派遣

シルバーハウジングの入居者に対して、生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援します。前年所得税非課税世帯は無料ですが、課税世帯は月額 1,000円の負担が必要です。

##### ・対象シルバーハウジング

県営古井住宅 20戸

県営依佐美住宅 24戸

県営桜井住宅 12戸

(入居の相談・申請：愛知県住宅供給公社三河住宅管理事務所知立支所

☎0566-84-5677)

##### ② 福祉用具の給付・貸出し

福祉用具	内 容	令和4年度	令和5年度
高齢者用杖	概ね65歳以上の歩行に支障のある人を対象に、無料で給付しています。	772本	885本
福祉電話 (電話訪問 ・電話機 の貸与)	継続して安否の確認を必要とする65歳以上のひとり暮らしの人及び高齢者世帯を対象に、指定した曜日の朝に電話訪問します。世帯全員の所得税が非課税で電話機のない人には無料で電話機を貸し出し、料金はかけた側のみ基本料金に相当する金額の補助があります。	(年度末現在) 99人	(年度末現在) 84人
緊急通報装置	75歳以上又は65歳以上かつ要介護認定1以上のひとり暮らし高齢者、病弱又は発作を伴う疾病のある人、高齢者のみの世帯で本人又は同居者が要介護認定1以上の人、シルバーハウジング入居者を対象に、希望に応じて緊急通報装置を電話回線に取り付けます。 *緊急通報装置：ボタンひとつで24時間365日を通して緊急通報を受け付け、消防署やあらかじめ登録されている協力者等に電話連絡します。	(年度末現在) 430台	(年度末現在) 417台
家具転倒防止器具	地震防災対策として、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒を防止するための器具を無料で取り付けます。(金具等の材料費は実費負担)	12件	4件
住宅用火災警報器	65歳以上のひとり暮らし高齢者宅に住宅用火災警報器を無料で設置します。	16件	14件

車いすの貸出し *社協事業	車いすを次の人に貸し出します。 ① 市内在住で家庭での日常生活に支障があり、短期で車いすの利用が必要な人 ② 市内の福祉関係者及び福祉施設 費用は無料で、貸出期間は1か月を限度とします。(ただし、介護保険対象者は保険対応できるまでの期間)	754件	754件
車いす移送車(サルビア号)の貸出し *社協事業	車いす使用者の移送に便利な車両を次の人に貸し出します。 ①市内在住で車いす使用者を移送する人 ②市外在住で市内在住の車いす使用者の2親等内の親族 ③市内の福祉団体及び福祉施設の会員、職員等 貸出期間は同一月内で合計4日間まで。事前予約が必要です。 普通車は燃料費、軽自動車は利用距離に応じた燃料費が必要です。通行料・駐車料その他の使用料等は利用者負担となります。	810件	859件

(2) 高齢者生活支援

区分	内 容	令和4年度	令和5年度
寝具の洗濯・乾燥	概ね65歳以上のねたきり、ひとり暮らし、認知症の高齢者及び高齢者世帯を対象に、毎月1回無料で実施します。 (年4回洗濯・殺菌・乾燥、年8回殺菌・乾燥)	(月平均) 51人	(月平均) 58人
給食サービス	週7回以内の給食(昼食)を弁当業者が配達します。対象は調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上で日中独居となる高齢者、70歳以上の高齢者世帯、65歳以上の障害者世帯です。状況に応じてにより回数を判断します。 利用料 1食 300円(特別食は1食450円) (平成26年度に、週4回以内を週7回以内に拡充)	(年度末現在) 719人	(年度末現在) 773人
友愛訪問	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者(希望者)に対して安否の確認や話し相手として地区の老人クラブ員が週2回程度訪問します。	(月平均 訪問人数) 179人	(月平均 訪問人数) 165人
人にやさしい住宅リフォーム費助成	要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人や運動機能の低下している高齢者のために、住宅リフォーム費の一部として10万円まで助成します。	187件	202件
軽度生活援助	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯で前年所得が200万円以下の方を対象に、自立した生活が送れるよう、外出の付添い、食事の支度、草取り、庭木の手入れ等のお手伝いをします。	(延利用者数) 1,244人	(延利用者数) 1,287人

外出支援サービス	要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人を対象に、自宅で生活されている方の外出を支援する目的で一般的なタクシー料金を利用したときの料金を助成します。(令和3年8月開始)	(助成券交付者数) 907人	(助成券交付者数) 965人
	通常の自動車に乗れない高齢者が、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシー(市が契約した事業者のみ)を利用したときの運賃を助成します。	(助成券交付者数) 864人	(助成券交付者数) 883人
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、身寄りがいない場合など当事者による申立が期待できない状況にある人について、市が代わって審判の請求をします。 また、制度の利用に係る費用を助成します。	4人	3人

(3) 家族介護支援

区分	内容	令和4年度	令和5年度
在宅ねたきり高齢者等介護人手当	ねたきり又は認知症の状態が3か月以上継続している65歳以上の高齢者を家庭で常時介護している人に手当を支給しています。 ただし、次のいずれかに該当するときは、対象になりません。 ア 医療機関等に入院又は入所しているとき。 イ 市内に住所のないとき。 毎年1回「受給資格現況届」を提出していただきます。手当は、月額3,000円を4月、8月、12月の3回に分けて、それぞれ前月までの4か月分をまとめて、介護人の指定する口座へ振り込みます。	(年度末現在) 538人	(年度末現在) 554人
在宅ねたきり高齢者等おむつ支給手当	在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者で、おむつの必要な高齢者を介護している人を対象におむつ費用を助成します。月額7,000円分(市民税非課税世帯8,000円)の利用券を交付します。 4月、8月、12月の3回に分けて、民生委員を通じてお渡しします。 市内の指定薬局店で利用できます。	(年度末現在) 519人	(年度末現在) 528人
家族介護教室 *社協事業	高齢者ができる限り介護状態になることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう、教室を開催します。	8地区 57回 延べ1,207人	8地区 56回 延べ1,314人
認知症高齢者家族支援	認知症高齢者を家庭で介護している人に、認知症高齢者が所在不明となっても居場所がわかる所在確認用端末をお貸しします。	(実利用者数) 33人	(実利用者数) 45人

認知症高齢者等個人賠償責任保険	市が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故でご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金（補償金額最大1億円）の支払いを受けることができます。	(年度末現在加入者数) 256人	(年度末現在加入者数) 303人
訪問理容サービス	在宅のねたきり高齢者等の自宅に理容師が出張し散髪を行います。利用券（自己負担額400円・課税世帯は3,800円）を年6回分交付します。	(実利用者数) 36人	(実利用者数) 47人

#### 4) その他の高齢者福祉施策

##### (1) 老人保護措置

65歳以上の人であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることをいいます。65歳未満の人でも、その人の老衰が著しいとき、その他その人の福祉のため特別に必要があると認めるときは、入所を認めることがあります。費用は、入所者及び扶養義務者の収入に応じて、全部又は一部を負担していただきます。

老人保護措置者数の状況（人）

（各年度4月1日現在）

区分 年度	市内・市外	性別		計
		男	女	
令和4年度	市内施設への措置者	20	13	33
	市外施設への措置者	4	1	5
	計	24	14	38
令和5年度	市内施設への措置者	21	13	34
	市外施設への措置者	3	1	4
	計	24	14	38
令和6年度	市内施設への措置者	20	15	35
	市外施設への措置者	5	1	6
	計	25	16	41

(2) 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにしようとする自主的な集まりで、会員は概ね60歳以上です。個々の老人クラブでは、民謡、踊り、詩吟、盆栽作り、ゲートボール、グラウンドゴルフ、旅行等々、会員の健康維持と親睦を図るための行事が積極的に行われています。

また、単位クラブの連合として市老人クラブ連合会が組織され、市全体としての大きな行事（芸能発表会、ゲートボール・グラウンドゴルフ中央大会、各種発表会、研修会等）が実施されています。

① 老人クラブ数・会員数の推移 (各年度4月1日現在)

区分 年度	クラブ数	会 員 数 (人)			老人クラブ加入率 (%) 会員数/60歳以上の人口
		男	女	計	
令和3年度	97	4,523	5,247	9,770	19.7
令和4年度	94	4,277	4,903	9,180	18.3
令和5年度	92	4,034	4,632	8,666	17.0
令和6年度	89	3,792	4,378	8,170	15.8

② 単位老人クラブ補助

会員数30人以上クラブ 会員1人当たり 1,140円以内  
ただし、会員数45人未満のクラブは一律51,300円を限度とする。

(3) 老人憩いの家

高齢者が地域でレクリエーションや娯楽、教養向上のための諸活動を行う拠点  
設置数 (箇所) (各年度4月1日現在)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
85	82	81	80

老人憩いの家には、次のような補助制度があります。

- ① 運営費補助 毎年の管理運営費として1か所当たり42,000円以内
- ② 備品設置補助 新たに憩いの家を設置した場合の備品購入費として1か所当たり195,000円以内
- ③ 備品更新補助 憩いの家設置後10年を経過したごとに備品更新費として1か所当たり100,000円以内

(4) 高齢者生きがいセンター

市内に居住する60歳以上の人を対象に、高齢者の能力を活かした就業活動等生きがい活動を推進し、その福祉の増進を図るための施設で、平成元年に百石町に設置し、令和4年10月赤松町の総合福祉センターに移転しました。

① 事業内容

- ア 生きがいを高めるための就業機会の提供
- イ 健康保持のための相談、健康教室の開催

ウ シルバー人材センターによる短期的就業に関する情報の収集及び提供  
(詳細はP188参照)

② 使用料 無料

(5) 高齢者の慰問

敬老の日に、88歳と100歳以上の高齢者を対象に、お祝いの金品を贈呈  
しています。

(令和5年度)

市贈呈金品	対象者	人数(人)
敬老金(サルビア商品券10,000円分)	88歳及び100歳以上	867
花束	100歳と最高齢者	30

県贈呈金品	対象者	人数(人)
敬老祝品	数え100歳	49

\*この他に、デンパークの無料入園など各種事業を催しています。

\*令和2年度をもって、80歳以上の高齢者への謹呈祝品は廃止しました。

(6) 高齢者社会参加促進事業

高齢者の社会参加を促進するために、後期高齢者を対象にあんくるバスの乗  
車料金相当額を助成し、無料としています。(平成26年10月事業開始)

### 3 介護保険（高齢福祉課）

#### 1) あんジョイプラン

##### （安城市高齢者福祉計画・安城市介護保険事業計画）

###### （1）計画策定の趣旨

安城市版地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と持続可能な制度の構築を進めるとともに、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制の強化、高齢者の抱える孤独・孤立などへの様々な支援、介護予防の推進を目指して令和5年度にあんジョイプラン10を策定しました。

###### （2）計画の基本理念

本計画では、第9次安城市総合計画に掲げられている目指す都市像である「ともに育み、未来へつなぐ しあわせ共創都市 安城」を目指すと同時に、「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」を基本理念とします。

- ◆ 市民が自助努力していく観点から「生きがい」
- ◆ 市民・地域が共助する社会の構築に向け「ふれあい」
- ◆ 行政が公助のシステムを責任を持って構築する「安心」

###### （3）施策の体系

本市では、高齢者福祉施策を推進するため、3つの基本目標と施策の体系を次のように設定しています。

〔基本目標と施策の体系〕	
◆健康と生きがいづくり、介護予防の推進	◇介護予防と生活支援の充実 ◇健康づくりの推進 ◇生きがいづくりの支援
◆地域にふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進	◇住民主体の地域福祉活動の支援 ◇在宅生活の支援 ◇認知症施策の推進 ◇介護者に対する支援 ◇医療と介護連携の推進 ◇権利擁護等
◆介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用	◇介護人材の確保・離職防止 ◇的確で質の高いサービスの提供 ◇介護保険事業の円滑な運営 ◇保険者機能の強化

###### （4）介護保険制度の円滑な実施のための取組み

###### ① 介護保険・地域包括支援センター運営協議会

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進等並びに地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議するため、委員15名(学識経験を有する者、福祉・医療又は保健の関係者、介護サービス事業者等を代表する者、介護保険の被保険者など)、顧問1名(学識経験者)で構成する介護保険・地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

② 介護保険地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議するため、委員10名(学識経験を有する者、福祉・医療又は保健の関係者、介護サービス事業者等を代表する者、介護保険の被保険者など)で構成する介護保険地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

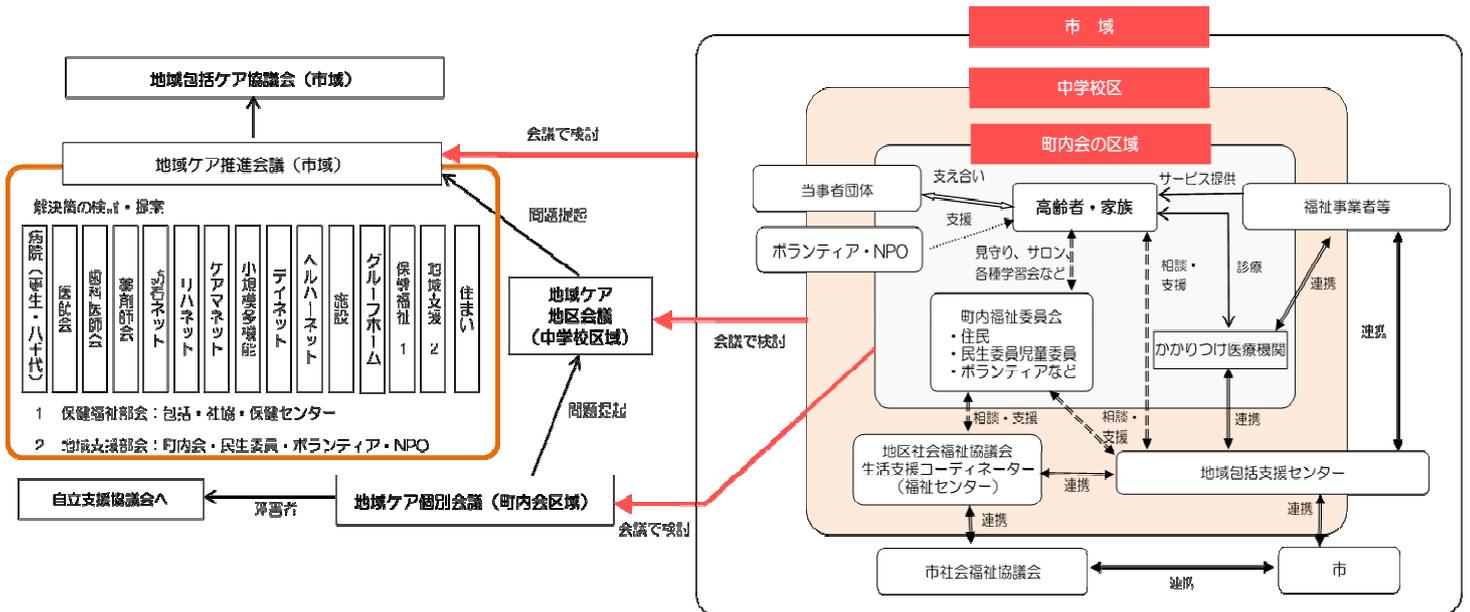
③ 地域包括ケア協議会

安城市における地域包括ケアシステムの推進に向けた基本方針等について意見を聴取するため、委員15名(学識経験を有する者、福祉・医療又は保健の関係者、介護サービス事業者等を代表する者、介護保険の被保険者など)、顧問1名(学識経験者)で構成する地域包括ケア協議会を設置しています。(介護保険・地域包括支援センター運営協議会と同一の委員)

④ 地域ケア推進会議

高齢者を中心とした支援体制をつくり、地域課題の対応策を検討するため、委員28名(病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、各介護サービス事業者部会、地域住民を代表する者)で構成する地域ケア推進会議を開催しています。

安城市の地域包括ケアシステムのイメージ



⑤ 介護保険事業者連絡調整会議

介護保険事業者連絡調整会議を設置し、介護保険事業者への集団指導と情報提供を行い、介護保険事業の円滑な実施に努めています。(年2回程度)

また、サービス種別ごとの部会を設け、市からの情報提供、事業所同士の情報交換などの機会とし、おおむね2か月に1回開催しています。(安城ケアマネット、安城ヘルパーネット、施設部会、安城デイネット、グループホーム部会、安城訪問リハネット、訪看ネット、小規模多機能部会)

⑥ 介護サービス相談員派遣事業

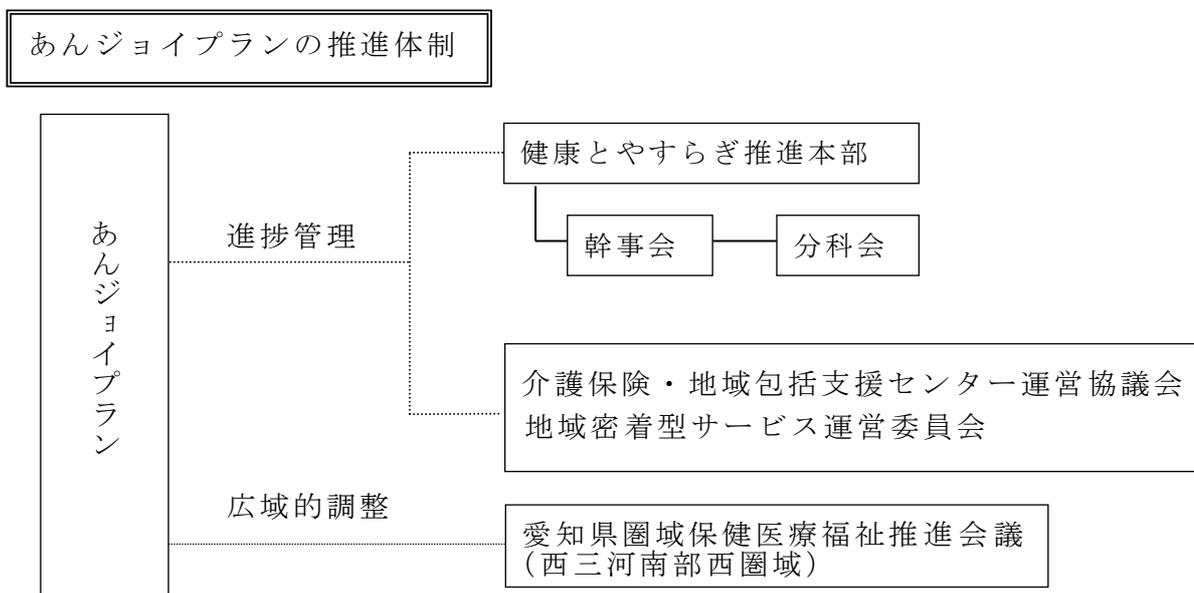
介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに介護サービスの質的な向上に努めています。

⑦ 実施状況

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	備 考
介護保険・地域 包括支援センタ ー運営協議会	開催回数	3	2	2	平成27年度設置 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止 のため、令和2年度及び3年度は、 第2回の会議を書面で開催した。
地域包括ケア 協議会	開催回数	1	2	2	平成26年7月設置 ※令和3年度は、新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため、書面にて開 催した。
地域ケア推進会議	開催回数	9	9	8	平成26年7月設置
介護保険地域密着 型サービス運営委 員会	開催回数	3	3	2	平成18年度設置 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止 のため、令和2年度及び令和3年度 はすべての委員会、令和4年度につ いて第1回、第2回を書面にて開催 した。
介護保険事業者 連絡調整会議	開催回数	2	1	1	平成11年9月設置 ※令和3年度から令和5年度について 新型コロナウイルス感染症拡大防止 のため、資料をWEBサイトにて提 供した。
	参加人数	-	-	-	資料掲載のため把握せず。
介護サービス相 談員派遣事業	相談員 人数	19	17	16	
	派遣 施設数	9	10	51	令和5年6月に、事業所に対し派遣受 け入れ可否についてアンケートを行 い、受け入れ可と回答のあった51事 業所（全70事業所）に対し、派遣を 行った。
	派遣回数	9	18	179	令和5年度は、施設系事業所につい ては、コロナ前には1か月に複数回訪 問した事業所においても、月1回の訪 問とした。
	面談者数	78	84	1790	令和5年度は、受入れ事業所が増えた ため、派遣時間の短縮や少人数の面 談を希望する事業所があったもの の、昨年度よりもかなりの利用者 と面談することができた。

(5) 計画の推進体制

あんジョイプランの推進にあたっては、介護保険・地域包括支援センター運営協議会との調整を図りながら推進に努めます。また、愛知県圏域保健医療福祉推進会議などの広域的調整を行う組織と連携及び調整を行います。



## 2) 介護保険制度

### (1) 制度の意義、特徴

- ① 負担と給付の対応関係を明確にし、国民の連帯・相互扶助に基づく社会保険方式としたこと。（社会全体で支え合う社会保険制度の導入）
- ② 利用者の選択により、多様な事業者から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる仕組みとしたこと。（福祉と医療の一本化）
- ③ 「措置」制度を廃止し、利用者とサービス提供事業者との「契約」関係にするとともに、民間事業者や非営利組織の多様な供給主体の参入を認め、サービス提供量の拡大を促すことにより、利用者のサービス利用選択の幅を広げたこと。

[介護保険で受けられるサービス]

【居宅サービス】

	要介護1～5	要支援1・2
訪問通所・短期入所	訪問介護(ホームヘルプ) ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。	介護予防訪問サービスへ移行。
	訪問入浴介護 介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。	介護予防訪問入浴介護 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を提供する。
	訪問リハビリテーション 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によりリハビリテーションを行う。	介護予防訪問リハビリテーション 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なりハビリテーションを行う。
	訪問看護 看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。	介護予防訪問看護 看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行う。
	通所介護(デイサービス) 定員19人以上の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行う。	介護予防通所サービスへ移行。
	通所リハビリテーション(デイケア) 老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う。	介護予防通所リハビリテーション 老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供する。
	短期入所生活/療養介護 福祉施設や医療施設に短期間入所し日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	介護予防短期入所生活/療養介護 福祉施設や医療施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行う。

その他	居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。	介護予防居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行う。
	特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供する。	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供する。
	特定福祉用具販売 入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、購入費の支給。	特定介護予防福祉用具販売 介護予防に資する入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、購入費の支給。
	福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う。	介護予防福祉用具貸与 福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行う。 (一部利用できない介護用品あり)
住宅改修 手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修費の支給。		
居宅介護(介護予防)支援 居宅サービス等の適切な利用が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画等を作成し、サービス提供の確保のため、サービス事業者等と連絡調整を行う。また施設入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う。		

【施設サービス】要介護1～5

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる。 ※新規入所は原則要介護3以上の人。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状況が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設。

【地域密着型サービス】

要介護 1～5	要支援 1・2
<p>認知症対応型通所介護</p> <p>認知症の高齢者を対象に、デイサービスを行う施設などで、日常生活上の世話や機能訓練などを行う。</p>	<p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>認知症で要支援の高齢者を対象に、デイサービスを行う施設などで、介護予防を目的とする日常生活上の世話や、機能訓練などを行う。</p>
<p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>認知症の高齢者に対し、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う。</p>	<p>介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>認知症で要支援の高齢者に対し、共同生活をする住居で、介護予防を目的とする日常生活上の世話や、機能訓練などを行う。（要支援2の人のみ）</p>
<p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせる多機能なサービスを行う。</p>	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>通所を中心に、利用者の選択に応じて介護予防を目的とする訪問や泊まりを組み合わせる多機能なサービスを行う。</p>
<p>以下のサービスは要介護 1～5 が対象</p>	
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、地域密着型施設サービス計画に基づき、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行う。</p> <p>※新規入所は原則要介護 3 以上の人。</p>	
<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>定員29人以下の有料老人ホーム等で、入居している高齢者に、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。</p>	
<p>夜間対応型訪問介護</p> <p>24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行う。</p>	
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行う。</p>	
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の既存の在宅サービスを組み合わせる行う。</p>	
<p>地域密着型通所介護</p> <p>定員が18人以下の小規模な通所介護</p>	

【介護予防・生活支援サービス】

要支援1・2 介護予防・生活支援サービス事業対象者

訪問型サービス	<p>介護予防訪問サービス ホームヘルパー等が自宅を訪問して入浴介助等の援助を行う。</p> <p>生活支援訪問サービス あんジョイ生活サポーター(※)等が自宅を訪問して清掃・洗濯等の生活援助を行う。</p> <p>※家事などの生活支援の担い手としての養成研修を修了した人</p>
通所型サービス	<p>介護予防通所サービス 通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、集団的なレクリエーションによる機能訓練など）を提供する。</p> <p>生活支援通所サービス(機能訓練型) 専門職のスタッフが生活機能を改善するための訓練等のサービスを提供する。</p> <p>生活支援通所サービス(ミニデイ型) 閉じこもり予防や生活機能維持のためレクリエーション等のサービスを提供する。</p>
<p>短期集中型介護予防サービス 日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護予防に取り組めるように、リハビリの専門職が通所介護施設等と居宅等において訪問と通所を組み合わせ、3か月から6か月の短期間に集中して支援する。</p>	

(2) 保険料

■第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

①条例で下表のとおり年額が定められています。(令和6～8年度)

所得段階	対 象 者		年額	計算式	
第1段階	生活保護受給者		12,480円	基準額×0.20	
	本人が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が80万円以下			
本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下		21,840円	基準額×0.35		
本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が120万円超		37,440円	基準額×0.60		
第4段階		世帯内に 課税者が いる	本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が80万円以下	49,920円	基準額×0.80
			本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が80万円超	62,400円	基準額

第6段階	本人が市民税課税 本人の前年の合計所得金額が	120万円未満	71,760円	基準額× 1.15
第7段階		120万円以上210万円未満	81,120円	基準額× 1.30
第8段階		210万円以上320万円未満	93,600円	基準額× 1.50
第9段階		320万円以上420万円未満	106,080円	基準額× 1.70
第10段階		420万円以上520万円未満	118,560円	基準額× 1.90
第11段階		520万円以上620万円未満	131,040円	基準額× 2.10
第12段階		620万円以上720万円未満	143,520円	基準額× 2.30
第13段階		720万円以上820万円未満	149,760円	基準額× 2.40
第14段階		820万円以上920万未満	156,000円	基準額× 2.50
第15段階		920万円以上1,020万未満	162,240円	基準額× 2.60
第16段階		1,020万円以上	168,480円	基準額× 2.70

※合計所得金額とは、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の金額です。なお、土地収用等の譲渡所得に係る特別控除並びに年金及び給与所得に係る雑所得の特別控除等がある場合は適用後の金額になります。

※課税年金収入額には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。

### ②保険料の納め方

保険料は原則として年金から納めますが、支給される年金額によって2種類の納め方に分かります。

年金額が月額 15,000円	以上	特別徴収⇒年6回受給の年金から天引きされます。
	未満	普通徴収⇒送付される納付書にて個別に納めます。

### ③第1号被保険者の収納率

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別徴収	100.0%	100.0%	100.0%
普通徴収	96.6%	96.4%	96.8%
合計	99.8%	99.7%	99.8%

■第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の保険料

保険料の計算の仕方や額は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括して支払います。

医療保険	保険料の決め方	保険料の納め方
国民健康保険 (令和6年度)	介護分は、国民健康保険税の算定方法と同様に世帯ごとに算定されます (課税限度額170,000円) *安城市の場合。(3方式) 所得割額(国保課税標準額×2.32%) 平等割額(1世帯当たり5,800円) 均等割額(加入者1人当たり11,500円に1世帯当たりの加入者数を乗じた額)	国民健康保険の医療分、後期支援分と介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

※保険料には、国及び県の負担があります。

医療保険	保険料の決め方	保険料の納め方
職場の健康保険	給与(標準報酬月額)と健康保険ごとに設定される介護保険料率に応じて算定されます。	健康保険の保険料と介護保険料が毎月の給料から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者の人は、保険料を個別に納める必要はありません。

※保険料は、原則として半分以上を事業主が負担します。

(3) 被保険者数

(毎年度3月31日現在)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者(65歳以上)	40,826人	41,015人	41,326人
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	65,093人	65,968人	66,020人
合 計	105,919人	106,983人	107,346人

(4) 要介護・要支援認定

介護保険で介護・介護予防サービスを受けるには、要介護・要支援認定申請をし、認定を受ける必要があります。要介護・要支援認定に係る審査判定業務を行うため、介護認定審査会が設置されています。

(毎年度4月1日現在)

① 介護認定審査会	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委員数(人)	43	43	43
合議体数	5	5	5

② 要介護・要支援認定状況

◇ 延べ申請者数(人)

令和3年度	5,509
令和4年度	5,842
令和5年度	5,260

## ◇ 要介護・要支援認定状況

(毎年度3月31日現在)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	1,199	875	1,208	859	587	789	475	5,992
令和4年度	1,193	891	1,182	808	601	828	507	6,010
令和5年度	1,190	968	1,196	889	600	780	527	6,150

## ◇介護認定審査会開催回数(回)

令和3年度	216
令和4年度	225
令和5年度	225

## ◇基本チェックリスト受付数、総合事業対象者数

区 分	基本チェックリスト受付数(件)	総合事業対象者数(人)
令和3年度	241	193
令和4年度	272	231
令和5年度	319	278

※総合事業対象者数：各年度末時点

## (5) 介護給付費支払実績(令和5年度)

項 目	総請求件数(件)	金 額(円)
居宅サービス給付費	106,896	4,316,370,478
地域密着型介護サービス費	9,944	1,768,282,029
福祉用具購入費	542	17,607,701
住宅改修費	483	39,260,531
居宅サービス計画費	44,267	553,221,865
施設介護サービス費	13,783	2,734,001,373
高額介護サービス費	15,058	201,408,261
高額医療合算介護サービス費	881	32,855,321
審査支払手数料	170,155	5,895,862
合 計	362,009	9,668,903,421

※居宅サービス給付費には、特定入所者介護予防サービス費を含む。

※施設介護サービス費には特定入所者介護サービス費を含む。

## (6) 主なサービスの給付実績(令和5年度)

区 分	延べ人数(人)	月平均人数(人)	給付金額(円)
訪問介護	9,520	793	821,247,231
通所介護	19,513	1,626	1,640,805,125
短期入所	7,141	595	643,658,318
福祉用具購入	542	45	17,607,701
住宅改修	483	40	39,260,531
サービス計画作成	28,098	2,342	553,221,865
施設サービス	9,471	789	2,616,507,487

※通所介護には通所リハビリテーションを含む。

### 3) 介護保険に関する施設

#### (1) 地域包括支援センター

介護予防の拠点として高齢者の在宅生活を支援するため、公正・中立の立場から総合相談支援、虐待の早期発見・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。

名 称	所 在 地	担当中 学校区	相談日・時間	電話番号
安城市地域包括支援センター さとまち	介護老人保健施設 さとまち内	東山中	月～土曜日 8:45～17:30	96-3512
安城市地域包括支援センター 中部	中部福祉センター内	安城北中	月～金曜日 8:30～17:15	71-0077
安城市地域包括支援センター 八千代	八千代病院内	篠目中	月～金曜日 8:30～17:00 第2・4・5土曜日 8:30～13:00	97-8069
安城市地域包括支援センター 更生	介護老人保健施設 あおみ内	安城南中	月～金曜日 8:30～17:00	77-9948
安城市地域包括支援センター 松井	安城老人保健施設内	安祥中	月～金曜日 8:30～17:30	55-5355
安城市地域包括支援センター あんのん館	特別養護老人ホーム あんのん館・福釜内	安城西中	月～土曜日 8:30～17:30	71-3173
安城市地域包括支援センター ひがしばた	特別養護老人ホーム ひがしばた内	明祥中	月～土曜日 8:30～17:30	73-8210
安城市地域包括支援センター 小川の里	特別養護老人ホーム 小川の里内	桜井中	月～土曜日 9:00～17:00	73-3535

#### (2) 特別養護老人ホーム

介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を受ける施設です。

※新規入所は原則要介護3以上の人。

施 設 名	定 員	所 在 地
特別養護老人ホーム 安寿の郷ホーム	100名	別 郷 町
特別養護老人ホーム 小川の里	100名	小 川 町
特別養護老人ホーム あんのん館・福釜	120名	福 釜 町
特別養護老人ホーム ひがしばた	100名	東 端 町
特別養護老人ホーム ひまわり・安城	100名	福 釜 町
特別養護老人ホーム 鎌倉街道東山	120名	里 町
特別養護老人ホームアルクオーレ安城横山	29名	横 山 町
地域密着型特別養護老人ホーム こころくばり	29名	篠 目 町

(3) 老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な生活上の世話などのサービスを提供します。

施設名	定員	所在地
安城老人保健施設	100名	法連町
介護老人保健施設あおみ	100名	安城町
介護老人保健施設さとまち	110名	里町

4) 低所得者対策

① 介護保険利用者負担額軽減措置		
<p>低所得者であって生計を維持することが困難である世帯に属する介護保険サービス利用者について、市がサービスに係る利用者負担の軽減を行います。</p> <p>《対象サービス》            訪問介護、訪問入浴介護※、訪問看護※、訪問リハ※、通所介護、通所リハ※、短期入所生活介護※、短期入所療養介護※、居宅療養管理指導※、福祉用具貸与※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、小規模多機能型居宅介護※、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス            ※は介護予防サービスを含む。</p> <p>《減免の対象者》            以下のどちらかに該当する人            ○市民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者            ○前年の収入額が103万円以下の人であって、当該収入額と生計同一者の収入額の合計が164万円以下の人            ただし、以下のいずれかに該当する人は対象外です。            ・生活保護受給者            ・預貯金等の額が単身で350万円を超える人、もしくは、当該預貯金等の額と生計同一者の預貯金等の額の合計額が1人増えるごとに100万円を加算した額を超える人            ・市民税課税者又は生計同一者に市民税課税者がいる人            ・市税等の滞納者又は生計同一者に市税等の滞納者がいる人            ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人又は生計同一者が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人</p> <p>《減免の程度》            利用者負担の2分の1</p>		
実績	令和4年度	利用者：15人
	令和5年度	利用者：21人

② 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置		
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による、ホームヘルプサービスの利用者において、境界層該当として定額負担額が0円となっている人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 65歳到達以前の概ね1年間に、障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいいます。）を利用していた人で、65歳になって介護保険の対象となった人</li> <li>○ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要支援又は要介護の状態となった40～64歳の人</li> </ul> <p>《支援内容》</p> <p>自己負担分の全額</p>		
実 績	令和4年度	利用者： 0人
	令和5年度	利用者： 0人

③ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置

社会福祉法人等が社会的役割に鑑み、生活が困難な市民税非課税世帯の要介護・要支援認定者に対し、利用者負担額を軽減する制度。

《対象サービス》

介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、小規模多機能型居宅介護※、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス  
※は介護予防サービスを含む。

《軽減の対象者》

世帯全員が市民税非課税であって、次の要件のすべてを満たすと市長が確認した人及び生活保護受給者

- 年間収入が単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 預貯金の額が単身世帯では350万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- その居住の用に供する家屋その他日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない人
- 負担能力のある親族等に扶養されていない人
- 介護保険料を滞納していない人

※生活保護受給者は、平成23年4月1日から個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象となりました。

※旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人は対象外となりますが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人で、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象となります。

※介護福祉施設サービス、短期入所生活介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費、居住費等については、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限ります。

《対象となる費用》

- 介護（予防）給付費
- 食費
- 居住費（滞在費）
- 宿泊費

《軽減の割合》

利用者負担の25%（老齢福祉年金受給者の人は利用者負担の50%）  
（生活保護受給者の人は個室の居住費に係る利用者負担についてのみ全額軽減）

実 績	令和4年度	対象者：58人（令和5年3月31日現在）
	令和5年度	対象者：69人（令和6年3月31日現在）

## 4 障害者手帳の交付状況（障害福祉課）

障害者手帳には身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、それぞれ申請により交付されます。

### 1) 身体障害者手帳

市の窓口申請し、県による審査の結果、身体に一定以上の障害があると認められる方に交付されます。

#### (1) 申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付申請書
- ② 指定医師の診断書（手帳用）
- ③ 写真（タテ4cm、ヨコ3cm）
- ④ 個人番号（マイナンバー）

#### (2) 新規交付者数の推移（単位：人）

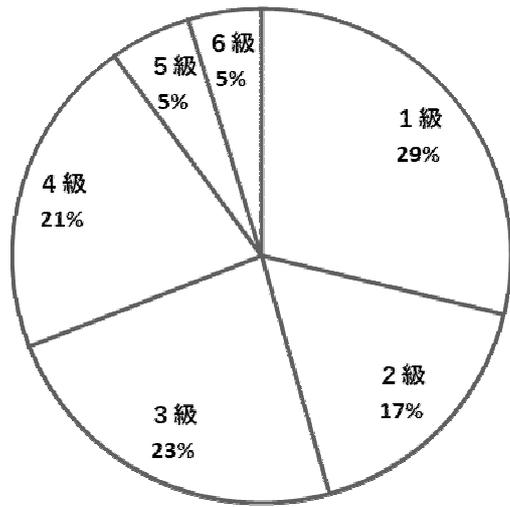
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	329	319	360

#### (3) 身体障害者手帳所持者数

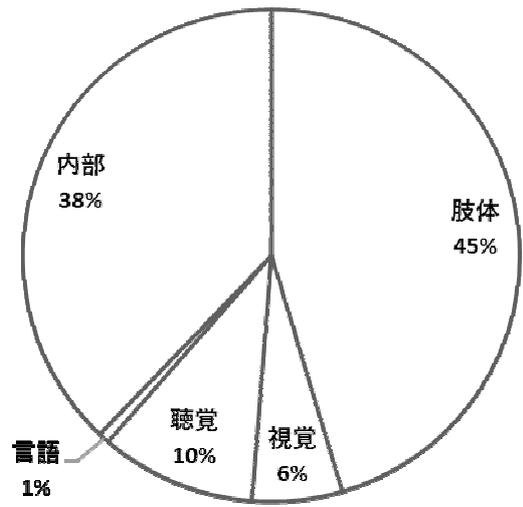
##### ① 等級別推移（単位：人）（各年度4月1日現在）

年度	等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
令和2年度	1,439	858	1,195	986	282	219	4,979
令和3年度	1,430	861	1,191	998	278	228	4,986
令和4年度	1,410	848	1,191	1,028	271	225	4,973
令和5年度	1,402	835	1,191	1,012	266	225	4,931
令和6年度	1,400	817	1,136	1,018	257	230	4,858

② 等級別割合  
(令和6年4月1日現在)



③ 障害部位別割合  
(令和6年4月1日現在)



③ 障害部位別等級調べ

(単位：人) (令和6年4月1日現在)

障害部位		等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
肢 体	18歳未満	40	20	17	1	2	4	84
	18歳以上	367	483	531	423	224	94	2,122
視 覚	18歳未満	2	2	0	0	1	0	5
	18歳以上	98	94	23	20	30	14	279
聴 覚	18歳未満	0	8	3	3	0	3	17
	18歳以上	42	175	57	86	0	115	475
言 語	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	0	0	25	10			35
内 部	18歳未満	9	0	7	1			17
	18歳以上	842	35	473	474			1,824
計	18歳未満	51	30	27	5	3	7	123
	18歳以上	1,349	787	1,109	1,013	254	223	4,735
合 計		1,400	817	1,136	1,018	257	230	4,858

※聴覚障害者数には平衡機能障害者を含む

## 2) 療育手帳

市の窓口で申請し、判定の実施機関での審査の結果、おおむね18歳以前に知的障害が認められ、知能指数（IQ）が75以下で日常生活に支障のある状態の方に交付されます。

### (1) 申請に必要なもの

(18歳未満)

- ① 療育手帳交付申請書 ② 写真（タテ4cm、ヨコ3cm）

(18歳以上)

- ① 療育手帳交付申請書 ② 療育手帳交付申請資料  
 ③ 成績証明書等により18歳より前に知的に遅れがあったということが客観的に証明できる資料  
 ④ 写真（タテ4cm、ヨコ3cm）

### (2) 新規交付者数の推移 (単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	96	83	73

### (3) 療育手帳所持者数 (単位：人) (各年度4月1日現在)

区分 年度	18歳未満			18歳以上			計
	A判定 (重度)	B判定 (中度)	C判定 (軽度)	A判定 (重度)	B判定 (中度)	C判定 (軽度)	
令和2年度	134	98	227	407	289	255	1,410
令和3年度	131	107	225	419	294	261	1,437
令和4年度	144	115	254	429	302	282	1,526
令和5年度	161	120	263	428	323	301	1,596
令和6年度	166	118	273	450	325	316	1,648

## 3) 精神障害者保健福祉手帳

市の窓口で申請し、県による審査の結果、日常生活や社会生活に制限を受ける程度の精神疾患により精神障害の状態にあると認められる方に交付されます。

### (1) 申請に必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書  
 ② 診断書（手帳用）又は障害年金証書等  
 ③ 写真（タテ4cm、ヨコ3cm）  
 ④ 個人番号（マイナンバー）

※ 手帳の有効期間は2年間とし、有効期間の3か月前から更新の手続きができます。

(2) 新規交付者数の推移 (単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	186	182	216

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人) (各年度4月1日現在)

年 度	39歳以下				40歳～64歳				65歳以上				合 計			
	1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)	計												
令和2年度	28	312	145	485	64	447	225	736	71	151	32	254	163	910	402	1,475
令和3年度	31	334	146	511	62	468	228	758	76	146	33	255	169	948	407	1,524
令和4年度	37	365	156	558	62	534	233	829	82	155	38	275	181	1,054	427	1,662
令和5年度	37	403	178	618	71	570	235	876	77	170	37	284	185	1,143	450	1,778
令和6年度	35	463	187	685	75	615	235	925	84	173	43	300	194	1,251	465	1,910

## 5 障害者の手当（障害福祉課）

### 1) 障害者扶助料（安城市障害者扶助料支給条例 昭和44年4月1日施行）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障害者に、市単独手当として安城市障害者扶助料を支給しています。ただし、65歳以上で新規に手帳を取得した人は除きます。

（令和6年3月定期支払時点）

障害	等級	支給月額 (円)	受給資格者 (人)	障害	等級	支給月額 (円)	受給資格者 (人)	障害	等級	支給月額 (円)	受給資格者 (人)
身 体	1級	5,000	856	知 的	A判定	6,000	596	精 神	1級	6,000	155
	2級	4,500	574		B判定	4,000	412		2級	4,000	1,147
	3級	4,000	769		C判定	2,000	460		3級	2,000	411
	4~6級	2,000	948								
計	—	3,147	計	—	1,468	計	—	1,713			

#### 【所得制限】

障害者本人の所得が条例で定める額を超える場合には、支給されません。  
（令和5年度・・・3,704,000円＋扶養者加算380,000円／人）

#### 【申請に必要なもの】

- ① 支給申請書
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ③ 障害者本人名義の預金通帳
- ④ 個人番号（マイナンバー）
- ⑤ 市外からの転入者の場合は前住地の所得証明書（マイナンバーの提示で省略可）

#### 【支給時期】

9月と3月に対象月額をまとめて、指定口座に振り込みます。  
申請した月の翌月分から支給対象となります。

### 2) 特別障害者手当

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和50年10月1日施行）

20歳以上で、診断書により日常生活においてほぼ全面介護が必要と認められる方に支給されます。ただし、施設入所者、長期入院者は除きます。

※所得制限、併給制限があります。

区分 種別	対 象 者	令和6年3月 時点支給月額 (円)	令和5年度 月平均受給者 (人)
A種	重度の合併症(身体障害1・2級かつIQ35以下)	34,830	27
B種	身体障害1・2級又はIQ35以下	29,030	129
C種	その他	27,980	4

### 3) 障害児福祉手当

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和50年10月1日施行)

20歳未満で、診断書等により常時介護が必要と認められる方に支給されます。ただし、施設入所者は除きます。

※所得制限、併給制限があります。

区分 種別	対 象 者	令和6年3月 時点支給月額 (円)	令和5年度 月平均受給者 (人)
A種	重度の合併症(身体障害1・2級かつIQ35以下)	22,120	32
B種	身体障害1・2級又はIQ35以下	16,370	55
C種	その他	15,220	1

### 4) 特別児童扶養手当

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和39年9月1日施行)

精神又は身体に障害のある児童の保護者に手当を支給することにより、障害者の福祉増進をはかるものです。(支払いは年3回、4月・8月・11月に4か月分を指定された口座に振り込みます。)

#### (1) 対象者

20歳未満の中度・重度(身体障害者手帳1～3級・一部4級、療育手帳A・B程度)心身障害児を養育している者。ただし、児童が施設に入所しているとき又は障害を支給事由とする公的年金を受けているときは除きます。

#### (2) 制度の推移(支給月額は各年4月1日、所得制限額は各年8月1日より適用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給月額	1級該当 52,500円 2級該当 34,970円	1級該当 52,500円 2級該当 34,970円	1級該当 52,400円 2級該当 34,900円	1級該当 53,700円 2級該当 35,760円	1級該当 55,350円 2級該当 36,860円
所得制限	本人 扶養0人の場合 4,596,000円 扶養1人の場合 4,976,000円 以降扶養1人につき 380,000円加算	同 左	同 左	同 左	同 左
	配偶者等 扶養0人の場合 6,287,000円 扶養1人の場合 6,536,000円 以降扶養1人につき 213,000円加算	同 左	同 左	同 左	同 左

## (3) 支給対象者数

(単位：人) (各年度4月1日)

項目		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	支給対象 障害児数	155	158	168	177	157
	支給停止 障害児数	34	35	26	26	36
2級	支給対象 障害児数	186	178	205	213	223
	支給停止 障害児数	36	36	33	41	48

## 5) 経過的福祉手当

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和50年10月1日施行)

20歳以上で、従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方に支給されます。

※所得制限、併給制限があります。

区分 種別	対 象 者	令和6年3月 時点支給月額 (円)	令和5年度 月平均受給者 (人)
B種	身体障害1・2級又はIQ35以下	16,370	5
C種	その他	15,220	0

## 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当所得制限

扶養親族等の数(人)	本人(千円)	扶養義務者等(千円)
0	3,604	6,287
1	3,984	6,536
2	4,364	6,749
3	4,744	6,962
4	5,124	7,175
5	5,504	7,388

(注) 受給資格者の所得で扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に10万円が、特定扶養親族がある場合には1人につき25万円が加算されます。配偶者・扶養義務者の所得で老人扶養親族がある場合は1人につき6万円が加算されます。

## 6) 在宅重度障害者手当

(愛知県在宅重度障害者手当支給規則 昭和45年4月1日施行)

在宅の重度障害者に対し、支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者及び長期入院者は除きます。また、2種では、65歳以上で新たに障害者になった方は除きます。

※所得制限があります。

(令和6年3月末現在)

区分 種別	対 象 者	支 給 月 額 (円)	受給資格者 (人)
1 種	身体障害1・2級で I Q 35以下	15,500	18
2 種	身体障害1・2級、 I Q 35以下又は身体障害3級かつ I Q 50以下	6,750	1,479

在宅重度障害者手当所得制限 (単位：千円)

本 人	扶養義務者等
3,604	6,287

## 7) 在日外国人福祉給付金

市内に居住している外国人のうち心身障害者(1~3級又はA判定)と、高齢者(大正15年4月1日以前に生まれた方)に対し、福祉給付金を支給します。ただし、公的年金を受けていない方に限ります。(所得制限あり)(平成6年4月から)

区分 対象者	支 給 月 額 (円)	令和5年度 月平均受給者 (人)
心身障害者	20,000	0
高 齢 者	10,000	0

## 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) に基づく制度 (障害福祉課)

### 1) 制度の意義と特徴

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供してきた福祉サービスの仕組みが一元化されました。平成25年4月1日に同法の名称を改正して施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、同法に定める難病患者も障害福祉サービス等を受けられるようになりました。

障害福祉サービスは、自立支援給付として障害者が地域生活を進める上で必要となる様々なメニューがあります（第7章）。その他にも、地方自治体が柔軟にメニューを決められる地域生活支援事業があります（第8章）。

なお、障害児福祉については、児童福祉法に基づいて各種のサービスを提供しています（第7章）。

これらのサービスは、利用料の9割を国・県・市が負担し、残りの1割を利用者が負担します。また、所得に応じて負担上限額が定められています。

### 2) 自立支援給付等の体系

障害者総合支援法	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	同行援護
	短期入所（ショートステイ）
	療養介護
	生活介護
訓練等給付	施設入所支援
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練・宿泊型）
	就労移行支援
	就労定着支援
	自立生活援助
	就労継続支援（A型・B型）
共同生活援助（グループホーム）	
計画相談支援	
地域移行支援	
地域定着支援	
地域生活支援事業	

児童福祉法	
通所 (市支給)	児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
入所 (県支給)	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設
障害児相談支援	

※医療型児童発達支援は、令和6年4月1日から廃止され、児童発達支援と同じ取扱いとなりました。

### 3) サービスの手続き

#### (1) 相談・情報提供

サービスの利用希望者は、市や市から指定を受けた相談支援事業者にサービス利用について相談をしたり、情報提供を受けたりすることができます。

#### (2) 申請書提出

サービスの利用希望者は、市に必要なサービスの申請書を提出します。

#### (3) 障害支援区分認定

市調査員が、障害者の状況について面接調査を実施します。その後、面接調査結果と医師意見書に基づき、審査会を開催し、区分の判定を行い、障害支援区分の認定をします。

#### (4) サービス等利用計画案の作成

申請者自ら選択した相談支援事業者が、申請者から「サービスをどのように利用したいか」について聴き取り、心身の状況にあったサービスが利用できるよう、「サービス等利用計画案」を作成します。

#### (5) 支給決定・サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に基づき、市がサービスの支給決定を行い、申請者に受給者証を交付します。相談支援事業者は、サービス提供事業者との調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。

#### (6) 利用契約

利用者は、サービス提供事業者を選択し、受給者証を提示したうえで、サービス利用に関する契約を締結します。

#### (7) サービスの利用

利用者は、支給決定内容に応じたサービスを利用します。

### 4) 障害支援区分認定件数

平成18年10月からの障害者自立支援法の本格施行に伴い、自立支援給付のうち介護給付を利用する際には障害支援区分の認定が必要になりました。

※法改正により平成26年4月1日から「障害程度区分」を「障害支援区分」へ変更

(単位：件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定件数	354	286	263

## 5) 難病患者

障害者総合支援法において対象となる疾病が定められていますが、その数は令和6年4月1日現在で369です。

対象となる疾病の患者数は把握できないため、代わりに、難病の患者に対する医療等に関する法律における医療費助成の対象となる疾患（令和6年4月時点で341疾病）の患者数を掲載します。

指定難病患者数

(各年度4月1日現在)

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	992	1,000	998	1,149

(資料：衣浦東部保健所)

## 7 自立支援給付・障害児通所支援（障害福祉課）

### 1) 介護給付

#### (1) 居宅介護

自宅において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。

#### (3) 行動援護

行動が困難で、常に介護を必要とする人が外出する際に、危険を回避するために必要な支援を行います。

#### (4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### (5) 同行援護

視覚障害のある人が外出する際に、必要な視覚的情報の支援や移動のための援護等を行います。

### <訪問系サービス>

(月平均)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (人)	居宅介護	151	168	178	177
	重度訪問介護	6	7	7	7
	行動援護	11	11	10	11
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0
	同行援護	16	18	19	22
利用時間 (時間)	居宅介護	2,225	2,353	2,474	2,587
	重度訪問介護	849	1,182	1,206	1,262
	行動援護	107	126	116	104
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0
	同行援護	198	198	215	257

#### (6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護ができない場合に、短期間（夜間も含む）、施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

(7) 療養介護

医療と常に介護が必要な人に、医療機関において、機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

(8) 生活介護

常に介護が必要な人に、昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

(9) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

## 2) 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。

(2) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害のある人に、居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、相談及び助言等を行います。

(3) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

(4) 就労継続支援（A型、B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）があります。

(5) 就労定着支援

一般就労へ移行した障害者に対して、就労による生活の課題についての助言や、就労の継続のために職場や自宅等への訪問などを行い、指導や助言を行います。

(6) 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での問題がある人に、環境整備に必要な援助を行います。

(7) 共同生活援助（グループホーム）

身辺処理がある程度自立している人に、夜間や休日に、共同生活の住居において、相談や日常生活上の援助を行います。

※平成26年4月から、身辺処理に介護が必要な人に、夜間や休日に、共同生活の住居において、入浴・排せつ・食事の介護等を行う、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

## <日中活動系サービス>

利用人数

(月平均)

種類		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護（人）			384	388	388	403
自立訓練(機能訓練)（人）			1	2	0.3	0.2
自立訓練(生活訓練)（人）			2	3	3	5
就労移行支援（人）			47	55	50	51
就労定着支援（人）			18	25	36	34
就労継続支援A型（人）			131	140	147	142
就労継続支援B型（人）			231	254	289	322
療養介護（人）			16	16	15	15
短期入所	利用者（人）		54	56	57	71
	日数（日）		241	276	283	373

## <居住系サービス>

利用人数

(月平均)

種類		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）			127	138	147	153
宿泊型自立訓練			0	0	0.2	1
施設入所支援			84	82	79	79

### 3) 計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援

#### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、必要な相談に応じ、サービス等利用計画を作成します。障害福祉サービス等の支給を受けるためには、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」の提出が必須となります。

#### (2) 地域移行支援

施設入所者又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。

### (3) 地域定着支援

単身などで生活する障害のある人に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急の事態に必要な支援をします。

利用人数

(月平均)

種類	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		292	302	323	315
障害児相談支援		121	128	145	156
地域移行支援		2	3	1	2
地域定着支援		23	30	30	33

## 4) 障害児通所給付

### (1) 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適応するための訓練等を行います。

### (2) 医療型児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適応するための訓練等及び必要な医療支援を行います。※医療型児童発達支援は、令和6年4月1日から廃止され、児童発達支援と同じ取扱いとなりました。

### (3) 放課後等デイサービス

就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進します。

### (4) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児に、保育所等に訪問し集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

利用人数

(月平均)

種類	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用人数(人)	97	101	134	154
	利用日数(日)	1,392	1,540	1,786	2,016
医療型児童発達支援	利用人数(人)	1	0.1	1	1
	利用日数(日)	7	1	8	11
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0	
	利用日数(日)	0	0	0	
放課後等デイサービス	利用人数(人)	335	369	412	472
	利用日数(日)	3,582	4,075	4,680	5,356
保育所等訪問支援	利用人数(人)	1	4	11	15
	利用日数(日)	2	5	11	15

## 市内施設一覧

《介護給付》

(令和6年4月1日現在)

サービス種別	施設名	法人名	施設数
生活介護	まるくてワークス	(福) ぬくもり福祉会	18
	ぬくもりの家	(福) ぬくもり福祉会	
	ぬくもりワークス	(福) ぬくもり福祉会	
	ぬくもりの郷	(福) ぬくもり福祉会	
	ポテトハウス	(福) ポテト福祉会	
	ポテトポテト	(福) ポテト福祉会	
	ハルナ	(福) 聖清会	
	ラニハルナ	(福) 聖清会	
	マイスペース	(NPO) こすもす畑	
	こだわりの店ロゼ	(NPO) こすもす畑	
	a n g e l - A	(株) ティンク	
	樹庵	(福) サポートバディ	
	安城市身体障害者デイサービスセンター	安城市	
	バストマトズ	(福) 観寿々会	
	A l e s e e d	(NPO) えんご会	
	F A C E	(株) H P S	
チャコール	(株) てるテル		
生活介護紡〜つむぎ〜安城天草	(一社) バンデ		
施設入所支援	ハルナ	(福) 聖清会	1

《訓練等給付》

(令和6年4月1日現在)

サービス種別	施設名	法人名	施設数
就労移行支援	スリーエーサポート	(株) AAAsupport	4
	ハートビレッジ安城	(株) 大村産業	
	障害者支援センターくるくる	(NPO) くるくる	
	安城キャリアセンター	(株) Ky o M i	
就労継続支援 A型	ジョブファミリー	(株) WS	5
	ひまわり	(株) MT	
	G a r d e n	(株) ジェイズ	
	MAファクトリー	Y K G (株)	
	NMCワークス	(株) NMCワークス	
就労継続支援 B型	ぶなの木工房	(福) ぶなの木福祉会	15
	安城市虹の家	安城市	
	ラニハルナ	(福) 聖清会	
	A l e s e e d	(NPO) えんご会	
	ぼちぼちカフェ	(医) 憩心会和み	
	G I F T	(株) H P S	
	NMCネクスト	(株) NMCワークス	
	工房げんせき	(一社) 幸せな働きかた研究所	
	りぼん	(株) チャームサポート	
	ハートビレッジ安城	(株) 大村産業	
	A A A G a m e s	(株) AAAsupport	
	リハワークあんじょう	インクル (株)	
	わか葉	(株) わか葉	
	ウーリー安城	WOOLY (株)	
g l i t t e r	(株) 大坪冷熱機器		
共同生活援助 (グループホーム)	アスパラトーズ	(福) 観寿々会	13
	ホームぬくもり	(福) ぬくもり福祉会	
	こやまホーム	(福) ぬくもり福祉会	
	めろんぱん	(福) ぬくもり福祉会	
	グループホーム若葉	(福) 聖清会	
	ぬくもりの郷	(福) ぬくもり福祉会	
	ポテトホーム	(福) ポテト福祉会	
	めだかの子	(NPO) えんご会	
	めだかの子「わかみや」	(NPO) えんご会	
	めだかの子さとまち	(NPO) えんご会	
	ふわふわ安城	(株) 恵	
	グループホーム綴 安城天草	(一社) バンデ	
	グループホームインクル住吉	(NPO) インクル	

## 5) 自立支援医療

障害者に係る国の医療費助成制度は、更生医療（身体障害者福祉法）、育成医療（児童福祉法）、精神通院医療（精神保健福祉法）として別々に運営されていましたが、障害者自立支援法の成立により、平成18年4月から、これらを一元化した新しい制度「自立支援医療制度」になりました。

### (1) 更生医療

一般の医療により治ゆ（不完全治ゆ）したとされる障害に対し、日常生活のうえでの利便性を高めるように障害を軽くしたり回復させる手術を行うなど特別の医療をいいます。（自己負担金有）

例：人工透析、心臓バイパス手術、関節形成術など

#### 【申請に必要なもの】

- ①更生医療支給認定申請書
- ②指定医師の意見書
- ③身体障害者手帳
- ④健康保険証

給付の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数（人）	192	199	214	209
公費負担額（円） （更生医療）	130,275,249	126,831,925	116,760,273	114,698,496
自己負担額（円）	7,076,200	6,707,414	7,486,676	7,283,030
社会保険負担額（円）	477,702,353	471,594,081	474,519,667	428,917,664

### (2) 育成医療

18歳未満の子どもで、生まれつき身体に障害がある、または、生まれつきの障害や病気を放置すると、将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術等を行うことにより、治ゆまたは障害が軽減されると医師が判定した時にその治療費を公費で負担する制度です。平成25年4月1日から障害福祉課の窓口で申請ができるようになりました。

#### 【申請に必要なもの】

- ①育成医療支給認定申請書
- ②指定医師の意見書
- ③健康保険証

給付の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数（人）	28	19	32	22
公費負担額（円） （育成医療）	858,053	950,050	1,805,668	1,411,591
自己負担額（円）	243,540	266,864	340,709	346,830
社会保険負担額（円）	12,393,631	12,353,276	24,793,563	18,823,950

### (3) 精神通院医療

精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。申請は国保年金課が窓口になります。

（詳細は P 128 参照）

## 6) 補装具の交付・修理

身体障害者及び指定の難病のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、その身体機能を補完又は代償するための用具をいいます。身体障害者の機能の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。

### (1) 用具の種類（自己負担金有）

対象者 ※	補装具の種類
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 害	補聴器、人工内耳（人工内耳音声信号処理装置の修理に限る。）
心臓・呼吸機能障害	車いす、電動車いす
上 肢 障 害	義手、上肢装具
下肢・体幹障害	義足、下肢装具、靴型装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）
	児童のみ…座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※ 難病患者等においては医師の意見書等により、障害区分ごとの症状が認められる場合、それぞれの補装具が給付対象となります。

### (2) 交付（修理）の手続きに必要なもの

- ① 補装具交付（修理）申請書                      ② 交付（修理）判定資料  
③ 補装具の見積書                                      ④ その他

（注）必ず事前に申請のこと。購入（修理）する補装具の種類、過去の交付履歴などによって必要なものが異なりますので、事前にご確認ください。

※ 歩行補助つえ（一本つえ）は「簡易補装具」として無料で交付しています。

※ 介護保険の対象者で、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえを希望する場合には、介護保険からの貸与となります。

※ 借受けによることが適当である場合があります。

### (3) 交付の実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数（件）	274	261	231	227
公費負担額（円）	31,039,219	26,434,067	25,495,246	24,590,304
自己負担額（円）	1,549,910	1,183,487	1,102,305	1,171,460

### (4) 主な用具の種類別交付実績（単位：件）（令和5年度実績）

下肢装具	重度難聴用耳かけ型補聴器	車いす(普通型)
30	15	16

## 8 地域生活支援事業（障害福祉課）

### 1) 障害者相談支援事業

障害者やその家族等からの障害福祉サービスの利用などの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

ふれあいサービスセンターにおける相談件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	673	952	667	684

### 2) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用している障害者、又はこれから利用しようとする障害者で、本人に判断能力がなく、配偶者や2親等以内の親族がいない方を対象に、当事者が審判請求できない状況にある人に代わって市が審判の請求をします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数（件）	1	2	1	0

### 3) 手話通訳

聴覚障害者が市役所窓口で困らないよう、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで専任の手話通訳者を配置しています。（昭和60年4月から）

また、医療など社会生活をおくる上で、手話通訳を必要とする聴覚障害者や、障害者との交流や手話の普及のために行事を行う団体に、手話通訳者を派遣する制度を実施しています。

（平成9年4月から）

この事業は地域生活支援事業に位置付けられ、愛知県聴覚障害者協会に委託することにより広域派遣（県内）もできるようになりました。（平成18年10月から）

利用実績（広域派遣を含む。）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市役所窓口（件）	989	1027	1012	904
派遣人数（人）	221	377	410	437

#### 4) 要約筆記

難聴者・中途失聴者に要約筆記奉仕員を派遣する制度があります。医療など社会生活をおくる上で、必要となる意思伝達の仲介を要約筆記によって行うことで、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。(平成15年4月から)

この事業は地域生活支援事業に位置付けられ、愛知県聴覚障害者協会に委託することにより広域派遣もできるようになりました。(平成18年10月から)

派遣実績(広域派遣を含む。)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣人数(人)	27	38	37	52
利用時間(時間)	41.00	65.25	73.50	100.5

#### 5) 知的障害者職親委託事業

知的障害者を自己のもとに預かり、職業指導及び訓練を行うことを希望する者に職親を委託します。

#### 6) 障害者社会参加促進事業

障害者の社会参加の促進、健康増進や教養を高めるため、心身障害者福祉ウォークラリー、残存機能訓練、各種教養講座及びその作品展の開催などを実施しています。(この事業は身体障害者福祉協会へ委託しています。)

#### 7) 障害者ふれあい促進事業

- (1) 心身障害者ふれあい促進事業：月1回ずつ総合福祉センターなどにおいて、心身障害者を対象にレクリエーション、ゲーム、スポーツなどを実施し、お互いにコミュニケーションを図るとともに、自活する能力を養います。この事業は安城市手をつなぐ親の会への委託事業です。(昭和62年4月から)
- (2) 精神障害者ふれあい促進事業：月1回ずつ中部福祉センターなどにおいて、精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、お互いにコミュニケーションを図ります。この事業は安城地域精神障がい者家族会「ぶなの木会」への委託事業です。(平成25年4月から)

## 8) 社会参加支援事業

(身体障害者福祉センター：総合福祉センター内)

在宅障害者の自立を図るとともに生きがいを高め、教養・趣味等の講座を通じ必要な技術や学習を身につけ、あわせて在宅障害者の相互交流を図るものです。

(1) 受講資格 安城市に在住する18歳以上で、障害者手帳を所持している方。また、定員に余裕があるときは、高齢者の受講も可能です。

(2) 開講実績

上段：開講回数（回）  
下段：受講者数（人）

年度	絵画	書道	手編	生花	陶芸	抹茶	料理	音楽	パソコン	スマホ	ものづくり	バランスボール	ヨガ
令和3年度	6	5	8	6	/	1	3	4	0	/	2	2	/
	78	113	132	57	/	5	29	55	0	/	12	30	/
令和4年度	6	/	6	/	6	/	6	5	3	/	6	/	/
	7	/	14	/	30	/	56	29	4	/	11	/	/
令和5年度	10	/	10	/	12	/	10	10	/	2	/	/	5
	42	/	43	/	24	/	125	83	/	14	/	/	12

年度	サウント <sup>△</sup> テーブルテニス	ブラインド テニス	身障スポーツ	ぼかぼかサロン (音楽)	ぼかぼかサロン (いのち)	ぼかぼかサロン (スポーツ)	合計
令和3年度	/	/	2	1	2	3	45
	/	/	23	4	10	28	576
令和4年度	6	6	12	6	/	/	68
	62	38	79	43	/	/	373
令和5年度	12	11	23	12	/	/	117
	107	53	178	112	/	/	793

(3) 更生相談 身体障害者・知的障害者相談員による相談

相談実績（延人数）

（件）

相談	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者相談	27	42	44
知的障害者相談	11	12	11

## 9) 声の広報発行事業

広報あんじょうをCDに録音し、各号ごとに視覚障害者宅へ送付しています。(録音はボランティアによる。)(昭和52年度から)

各年度4月1日現在

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(人)	23	23	25	20

## 10) 自動車運転免許取得費助成

身体障害者本人が就労、通院、通学等のため免許を取得しようとする場合、免許取得に要した費用の一部を助成します。(1件につき10万円限度)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成実績(件)	5	0	5	4

## 11) 身体障害者自動車改造費助成

身体障害者本人が就労・通院・通学などのため自動車を改造することが必要となった場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。(1件につき10万円限度)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成実績(件)	4	4	2	4

## 12) 日常生活用具給付

重度の心身障害者(児)及び指定の難病のある人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため日常生活用具が給付されます。自己負担割合は、市民税の課税状況に応じて判定しますが、原則として1割です。ただし、市民税所得割額が46万円以上の場合は給付費の支給対象になりません。

### (1) 給付の手続きに必要なもの

- ① 日常生活用具給付申請書
- ② 見積書
- ③ カタログのコピー
- ④ 医師意見書等(用具によっては不要のものもあります。)

(注) 必ず事前に申請のこと。

## (2) 給付の実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	1,768	1,804	1,670	1,826
公費負担額(円)	35,684,337	37,679,988	35,467,888	39,110,100
自己負担額(円)	1,922,100	2,101,657	2,014,652	2,304,240

## (3) 主な用具の種類別給付実績 (単位: 件) (令和5年度実績)

ストマ用器具	紙おむつ	たん吸引器
1,382	349	11

## (4) 給付品目

介護訓練支援用具	特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立支援用具	入浴補助用具、便器、歩行補助杖、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電動式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、人工呼吸器用バッテリー、外部またはポータブル電源、発電機、バッグバルブマスク
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、点字図書、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、人工内耳スピーチプロセッサ、人工内耳用電池・充電器
住宅改修	居宅生活動作補助用具
排泄管理支援用具	収尿器、ストマ用器具、紙おむつ等

※介護保険制度の対象となる人は、介護保険制度が優先されます。また、障害種別や等級などにより、支給対象となる品目が異なります。

### 13) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援します。

(月平均)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	125	151	161	175
利用時間(時間)	735	923	1,076	1,159

### 14) 地域活動支援センター事業

障害者の自立や社会参加の促進、家庭介護の負担を軽減するため、障害者が通所をして、機能訓練、創作的活動等をします。

#### (1) 安城市地域活動支援センター

平成26年4月1日から、これまでの身体障害者を対象とした地域活動支援センターを生活介護事業(身体障害者デイサービスセンター)に変更し、新たに精神障害者等を対象とした地域活動支援センター「陽なた」を開所しました。

#### (2) 他市町村の地域活動支援センター

他市町村が運営を委託する地域活動支援センターについて、設置市と安城市が利用に係る協定を締結し、利用状況に応じた負担額を支払うことにより、安城市民も利用することができます。

安城市が利用協定を締結している地域活動支援センターは以下のとおり。

豊田市	地域生活支援センター「エポレ」
豊田市	地域生活支援センター「豊田ころもサポート」
岡崎市	生活支援センター「山中」
西尾市	地域活動支援センター「めだか工房」

#### 地域活動支援センター「陽なた」利用者数

(年度実績)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延利用人数(人)	4,466	4,348	4,089	4,456

## 15) 訪問入浴事業

家庭において入浴することができない重度身体障害者の家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行い、健康の増進と家族の介護負担の軽減を図ります。

(月平均)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	26	29	29	30
回数(回)	177	200	190	194

## 16) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

(月平均)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	196	201	183	179
利用日数(日)	1,049	1,047	877	864

## 9 その他の障害者サービス（障害福祉課）

### 1) 福祉ファックス

聴覚障害者との連絡手段として、次の場所にファックスを設置しています。

(昭和 59 年 4 月から)

設置場所	F A X 番号	用途
消防署指令室	119	火災、救急などの救急連絡用
障害福祉課	74-6789	行政に対する問い合わせ用

### 2) ガイドヘルパー

重度の視覚障害者であって、市福祉事務所等公的機関、医療機関に外出するときや、福祉の行事等社会参加をする場合で、適当な付き添いが得られない場合に、平成元年からガイドヘルパーを派遣していましたが、障害者自立支援法の施行に伴い、個人への派遣については、平成 18 年 10 月から地域生活支援事業の移動支援での利用となったため、この事業は団体への派遣のみとなりました。

(年度実績)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
活動人数 (人)	86	196	240	369
時間 (時間)	188.5	600	764	1139

### 3) 福祉タクシー料金助成

身体障害者（1～3級）、知的障害者（A・B判定）又は精神障害者（1・2級）の方（安城市高齢者タクシー料金助成利用券の交付を受けている方は除く。）で、医療機関への通院、福祉センターの利用等のため、タクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、障害者の外出のきっかけを作り、障害者福祉の増進を図ることを目的に、その料金の一部を助成します。

申請月から年度末 3 月までの月数に応じ、1 月当たり 3 枚の助成券を年度間 1 冊交付し、利用は 1 回の乗車につき 1 枚とします。

なお、週 2 回以上かつ 2 か月以上継続した通院が必要な方には、年度末 3 月までの月数に応じ、2 冊目を追加交付します。(昭和 63 年 4 月から)

(年度実績)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付人数(人)	1,273	1,359	1,707	2,234
追加交付人数(人)	21	20	26	25
助成額(千円)	17,663	19,660	21,733	22,958

#### 4) あんくるバス運賃無料化

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの75歳未満の市民があんくるバスを利用する場合、乗車運賃が無料となります。(平成26年10月から)

#### 5) 中途視覚障害者歩行訓練事業

途中で失明した人を対象に、日常生活や社会参加ができるよう専門の歩行訓練士に依頼し、自宅からの歩行訓練を行います。(平成6年4月から)

#### 6) 防災等iFAX事業

iFAXサービス

聴覚障害者に対する災害時等の緊急連絡用として、障害福祉課ファックスから避難情報を送信します。(平成14年4月から)

(各年度4月1日現在)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	32	32	32	29

#### 7) 訪問理容サービス事業

理容店に通うことが困難な在宅の身体障害者手帳1級(下肢・体幹)を所持している障害者の居宅に理容業者(理容組合加入店)が訪問し、散髪を行います。

一般世帯用の利用券にあっては1,000円、市民税非課税世帯用の利用券にあっては利用料金に自己負担額を引いた金額から、大人4,700円、中学生3,750円及び小学生以下3,300円までを助成します。市民税非課税世帯の1回あたりの自己負担額は、大人400円、中学生350円、小学生300円となります。(平成15年7月から)

(年度実績)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	6	3	2	3
利用延人数(人)	18	9	10	14

## 8) 家具転倒防止器具取付事業

地震発生時における家具の転倒による事故の防止を図るため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、世帯内にこれらの手帳を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない人を対象に、家具転倒防止器具取付事業を実施しています。

取り付け作業の人件費は市が負担します。ただし、取り付ける器具は自己負担となります。（平成17年7月から）

(年度実績)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数 (件)	1	0	0	0

## 9) 住宅用火災警報器取付事業

火災発生時における逃げ遅れの防止を図るため、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定の交付を受けており、世帯内にこれらの手帳を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない人を対象に、住宅用火災警報器取付事業を実施しています。

取り付けに係る費用（警報器本体含む）は全て市が負担し、自己負担はありません。（平成18年6月から）

(年度実績)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数 (件)	0	0	0	0

## 10) 徘徊知的障害者（児）家族支援事業

徘徊のみられる知的障害者の日常生活上の事故防止や家族の介護負担の軽減を図るため、障害者の家族等に所在確認用端末を貸与しています。端末を携帯させることにより、所在が不明になったとき、検索システムを利用して家族等に居場所を電話などで知らせることができます。

利用実績（各年度3月末現在）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	2	3	2	2

## 1 1) 障害者相談員

障害者相談員は、障害者の更生援護の相談に応じ、必要な助言、指導を行うとともに、地域活動の推進や意識の向上など障害者福祉の増進を図るために設置しています。

(1) 身体障害者相談員 (令和6年4月1日現在)

都築 文明 (赤松町)	都築 正子 (赤松町)	田村寿美子 (三河安城町)
-------------	-------------	---------------

(2) 知的障害者相談員 (令和6年4月1日現在)

増田 千恵子 (篠目町)	畑中 清美 (大山町)	立田 国子 (横山町)
--------------	-------------	-------------

## 10 児童発達支援（子ども発達支援課）

### 1) 子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>

子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>は、発達に心配や遅れのある子どもに関する相談・発達支援・療育・通園の機能を一元化した施設で、発達相談支援室、やまびこルーム、サルビア学園で構成しています。保護者が、発達に心配や遅れのある子どもの相談の一步を踏み出し、18歳まで継続した相談や支援が受けられるよう、ライフステージに応じた支援を提供してまいります。

また、本施設が本市における発達支援の拠点としての役割を担い、医療、保健、福祉、教育等の関係機関、保護者を含めた連携体制を構築していきます。

#### (1) 施設の概要

- |            |   |
|------------|---|
| ① 開 所      | 平成30年7月17日                              |
| ② 所在地      | 安城市城南町2丁目10番地3                          |
| ③ 敷地面積     | 3,993.99 m <sup>2</sup>                 |
| ④ 建物面積及び構造 | 3,972.65 m <sup>2</sup> 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て |
- ※安城市中央図書館（S60.3 建築）を改修

## 2) 発達相談支援室

### (1) 発達相談

相談支援専門員、保健師、社会教育指導員、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が、発達に遅れや心配のある子どもに係る相談に応じます。必要に応じて医師による専門的な助言が受けられます。

年度	電話相談	面接相談	医師相談	計
令和3	1, 950件	2, 156件	30件	4, 136件
令和4	2, 108件	2, 350件	27件	4, 485件
令和5	1, 801件	2, 370件	25件	4, 196件

※電話相談は、面接相談に繋がった件数を含む。

※医師相談は、センター職員が助言を求めた件数を含む。

### (2) 就学相談

社会教育指導員、臨床心理士が、子どもの小学校就学に心配のある保護者の相談を行います。子どもに適した就学先を一緒に考えていきます。

年度	相談者数	延べ相談回数
令和3	144人	747回
令和4	162人	828回
令和5	151人	806回

### (3) 訪問相談

保育園・幼稚園・こども園等からの依頼により、臨床心理士や作業療法士などの専門職が施設を訪問し、施設のスタッフに専門的な助言を行います。

年度	訪問施設数	延べ訪問相談回数
令和3	公立園・事業団園27か所 私立園等16か所	133回
令和4	公立園・事業団園27か所 私立園等18か所	108回
令和5	公立園・事業団園27か所 私立園等18か所	125回

(4) 障害児（特定）相談支援事業（児童福祉法第6条の2の2、障害者総合支援法第5条）

相談支援専門員が、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用するための相談や計画作成をします。

年度	福祉サービス利用の相談	計画作成	モニタリング
令和3	4, 478件	609件	1, 022回
令和4	4, 957件	705件	1, 108回
令和5	5, 135件	819件	1, 324回

(5) 1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）

ことばや発達の遅れ、育児不安等のある親子に対し、集団指導を行います。

年度	延べ実施回数	参加人数（実人数）
令和3	47回	479人（120人）
令和4	48回	359人（90人）
令和5	48回	417人（109人）

(6) 保護者支援事業（ペアレント・プログラム）

保護者が参加型の研修を通じて子どもの特性や関わり方について理解し、前向きに子育てができるよう、ペアレント・プログラムを実施します。

年度	実施数	参加人数	実績
令和3	3教室	15人	隔週全6回 フォローアップ1回
令和4	3教室	18人	
令和5	4教室	26人	隔週全4回 2教室 フォローアップ1回 隔週全6回 1教室 フォローアップ1回 隔週全6回 1教室 フォローアップなし

(7) 学齢期支援事業（SST（ソーシャルスキルトレーニング）教室）

小学生の親子を対象に、子どもはグループ活動を通して集団生活のルールや対人関係のコツを学び、保護者も一緒に参加し、子どもへの向き合い方を学びます。

年度	実施数	参加人数	実績
令和3	1教室	6組	ソーシャルスキルトレーニング（3か月間、隔週全6回）、フォローアップ（1回）
令和4	1教室	6組	
令和5	1教室	6組	

### 3) やまびこルーム

発達に何らかの偏りや心配のある子どもとその保護者が共に参加し、集団療育や親子遊びを通して基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけ、親子共に成長していくことを目的としています。

(1) 沿革 平成 3 年 4 月 2 6 日 開設

平成 3 0 年 7 月 1 7 日 安城市総合福祉センターから移設

名称を療育センターから変更

(2) 対象となる子ども

発達に何らかの偏りや心配のある子どもで保護者と共に参加できる者

- ・ 1 歳～ 3 歳程度の乳幼児 月曜日～金曜日
- ・ 1 歳～ 5 歳の未歩行児及び重症心身障害児 金曜日

(3) 年間の主な行事

日々の療育のほか、父親参観や保護者向け研修会などがあります。

(4) 参加の状況

単位：人

年度 年齢	令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0	0	0	0	1	0	1	0	3	3	1	1	2	1	1	2
1	1	0	1	1	0	1	22	9	31	14	8	22	23	6	29
2	32	13	45	30	9	39	61	31	92	69	28	97	72	29	101
3	106	23	129	64	16	80	1	1	2	0	0	0	0	0	0
4	11	4	15	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	150	40	190	97	25	122	84	44	128	85	37	122	96	36	132

※令和元年度まではグループ毎の参加人数の積算、令和 2 年度からは本事業の参加実人数。

※令和 2 年度までは 3 月末時点での満年齢で算出、令和 3 年度からは 4 月 2 日時点での満年齢で算出。

#### 4) サルビア学園 (児童発達支援センター)

(1) 児童発達支援事業 (児童福祉法第6条の2の2)

主に知的に遅れのある子どもが通園します。日常生活に必要な基本的なことからや社会性を身につけられるように支援を行います。

① 沿革 昭和50年4月 1日 開設

平成30年7月17日 和泉町から移設

② 対象となる子ども

保護者のもとから通園できる知的障害のある概ね3歳から就学前までの幼児

③ 定員 50人

④ 年間の主な行事

日々の療育のほか、秋の遠足、運動会などの親子行事があります。

⑤ 入園の状況

単位：人

年度 年齢	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	クラス数
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0
3	19	4	23	16	6	22	15	6	21	15	6	21	14	9	23	6 (各クラス に3~5歳を ほぼ均等に 割り振ります。)
4	13	3	16	14	3	17	16	5	21	12	6	18	12	5	17	
5	15	5	20	10	2	12	12	3	15	15	3	18	11	4	15	
計	47	12	59	40	11	51	43	14	57	45	16	61	37	18	55	6

※ 令和2年度～令和5年度は年間実人数、令和6年度は4月末日現在数。

(2) 保育所等訪問支援事業（児童福祉法第6条の2の2）

保護者からの依頼により、障害児支援に関する知識と指導経験のある保育士等が保育園等を訪問し、障害のある子どもが集団生活に適応できるよう、本人と訪問先のスタッフに対し必要な支援や指導・助言を行います。

年度	申込件数	訪問施設	訪問回数	対象児童
令和3	4件	公立保育園 公立保育園 公立認定こども園 公立認定こども園	5回 4回 4回 4回	年長 2歳児 年長 年中
令和4	2件	公立保育園 事業団認定こども園	2回 7回	年少 年長
令和5	5件	民間保育園 事業団認定こども園	1回 12回	0・1歳児 年中・年長



# 1 1 子育て支援（子育て支援課）

（児童福祉法 昭和23年1月1日施行）

## 1) 児童手当

（児童手当法 昭和47年1月1日施行）

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

（支払いは年3回、6月・10月・2月に前4か月分を口座に振り込みます。）

### (1) 対象者

0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の児童を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合は、児童手当は支給されず、特例給付が支給されます。

### (2) 支給額（令和4年6月～）

- ① 3歳未満 月額 15,000円
- ② 3歳以上小学校修了前 第1子と第2子 月額 10,000円  
第3子以降 月額 15,000円
- ③ 小学校修了後中学校修了前 月額 10,000円
- ④ 児童の年齢にかかわらず、所得制限額以上、所得上限額未満の受給者  
（特例給付）  
月額 5,000円
- ⑤ 児童の年齢にかかわらず、所得上限額以上の受給者  
支給されません

### (3) 所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額（円）	所得上限限度額（円）
0人	6,300,000	8,660,000
1人	6,680,000	9,000,000
2人	7,060,000	9,420,000
3人	7,440,000	9,800,000
4人	7,820,000	10,180,000
5人	8,200,000	10,560,000
6人以上	扶養親族が1人増す毎に、38万円加算	

- ・ 所得額には一律に控除される8万円をあらかじめ加算
- ・ 対象となる所得は、請求者本人の前年の所得
- ・ 老人扶養親族がある場合は、所得制限額に1人につき6万円加算

## 2) 制度の推移

	平成19年4月 (旧児童手当)	平成22年4月 (子ども手当)	平成23年10月 (特別措置法)
対象者	小学校修了前の児童を養育している者	中学校修了前の子どもを養育している者	同 左
支給者	3歳未満一律 10,000 円 3歳以上1人目・2人目 5,000 円 3人目以降 10,000円	13,000円	3歳未満 15,000円 3歳以上小学生修了前 第1・2子 10,000円 第3子 15,000円 中学校修了前 10,000円
所得制限	児童手当基準額 4,600,000円未満 扶養1人につき 380,000円加算 特例給付基準額 5,320,000円未満 扶養1人につき 380,000円加算	なし	同 左

	平成24年4月 (児童手当)	令和4年6月 (児童手当)
対象者	中学校修了前の子どもを養育している者	同 左
支給者	3歳未満 15,000 円 3歳以上小学生修了前 第1・2子 10,000 円 第3子 15,000 円 中学校修了前 10,000 円 ただし、所得制限限度額以上は 児童年齢にかかわらず5,000円	同 左  ただし、 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合、児童年齢にかかわらず一律5,000円（特例給付） ・所得上限限度額以上の場合、支給されません
所得制限	児童手当基準額 6,300,000円未満 扶養1人につき 380,000円加算 (6月から)	同 左 特例給付基準額 8,660,000円未満 扶養1人につき 380,000円加算

### 3) 支給状況

児童手当・特例給付（受給者数、対象児童数は各年度末または当該月末現在）

年 度 (支給対象月)	項 目		受給者数	対象児童数	支給額(千円)	
令和元年度	3歳未満	被用者	16,917	4,485	796,205	
		非被用者		462	84,485	
	3歳以上 小学校修了前	第1子 及び 第2子		被用者	13,877	1,493,370
				非被用者	1,836	204,075
		第3子 以降		被用者	1,847	287,895
				非被用者	311	51,895
	小学校修了後 中学校修了前	被用者		4,744	512,450	
		非被用者		686	79,870	
	施設入所児童等	被用者		3	600	
		非被用者		25	2,705	
合 計			16,917	28,276	3,513,550	
令和2年度	3歳未満	被用者	16,622	4,287	766,540	
		非被用者		422	78,070	
	3歳以上 小学校修了前	第1子 及び 第2子		被用者	13,708	1,479,800
				非被用者	1,696	192,685
		第3子 以降		被用者	1,823	282,755
				非被用者	313	50,325
	小学校修了後 中学校修了前	被用者		4,823	520,380	
		非被用者		689	79,535	
	施設入所児童等	被用者		3	455	
		非被用者		19	2,695	
合 計			16,622	27,783	3,453,240	
令和3年度	3歳未満	被用者	16,212	4,040	730,720	
		非被用者		348	67,455	
	3歳以上 小学校修了前	第1子 及び 第2子		被用者	13,486	1,466,010
				非被用者	1,583	180,960
		第3子 以降		被用者	1,822	285,125
				非被用者	317	51,385
	小学校修了後 中学校修了前	被用者		4,895	535,490	
		非被用者		677	79,025	
	施設入所児童等	被用者		3	345	
		非被用者		24	2,260	
合 計			16,212	27,195	3,398,775	

年 度 (支給対象月)	項 目		受給者数	対象児童数	支給額(千円)		
令和4年度	3歳未満	被用者		3,721	680,575		
		非被用者		304	57,900		
	3歳以上 小学校修了前	第1子及び 第2子		被用者	12,647	1,418,090	
		第3子 以降		被用者	1,467	167,030	
				非被用者	1,702	278,900	
		小学校修了後 中学校修了前		被用者	287	49,150	
	非被用者			4,560	522,345		
	施設入所児童等	被用者		632	74,980		
		非被用者		2	350		
	合 計			15,140	25,350	3,252,400	
	令和5年度	3歳未満		被用者		3,548	645,270
非被用者			272	49,650			
3歳以上 小学校修了前		第1子及び 第2子	被用者	12,256		1,354,110	
		第3子 以降	被用者	1,359		156,560	
			非被用者	1,656		266,035	
		小学校修了後 中学校修了前	被用者	277		48,000	
非被用者			4,437	500,280			
施設入所児童等		被用者	623	73,510			
		非被用者	2	195			
合 計			14,689	24,457		3,096,930	

#### 4) 市出産手当

(安城市出産手当支給条例 昭和50年4月1日施行)

低所得者の出産時における負担を軽減することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 対象者

本市に居住し、令和5年3月31日までに出産し、当該年度において市民税を納付する義務のある保護者。(妊娠8か月以上の分娩で、死産を含みます。)

(2) 所得制限

保護者並びにその世帯に属する配偶者及び父母に市民税(出産が1月～6月は前々年所得、他は前年所得)の所得割が課税されていない者

(3) 支給額 出生児1人につき10,000円

(4) 申請受付期間 令和6年3月31日まで

(5) 対象者数(人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者	36	28	26	32	2
出生児	36	28	26	32	2

## 5) 子育て支援総合拠点施設「あんぱ〜く」

あんぱ〜く係、児童クラブ係、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場「ほっとスペース」を1か所に集約し、関係機関との連携を強化し、子育て支援の充実を図るために開設された施設です。

(1) 開館日 月～土曜日(祝日や年末年始は除く)

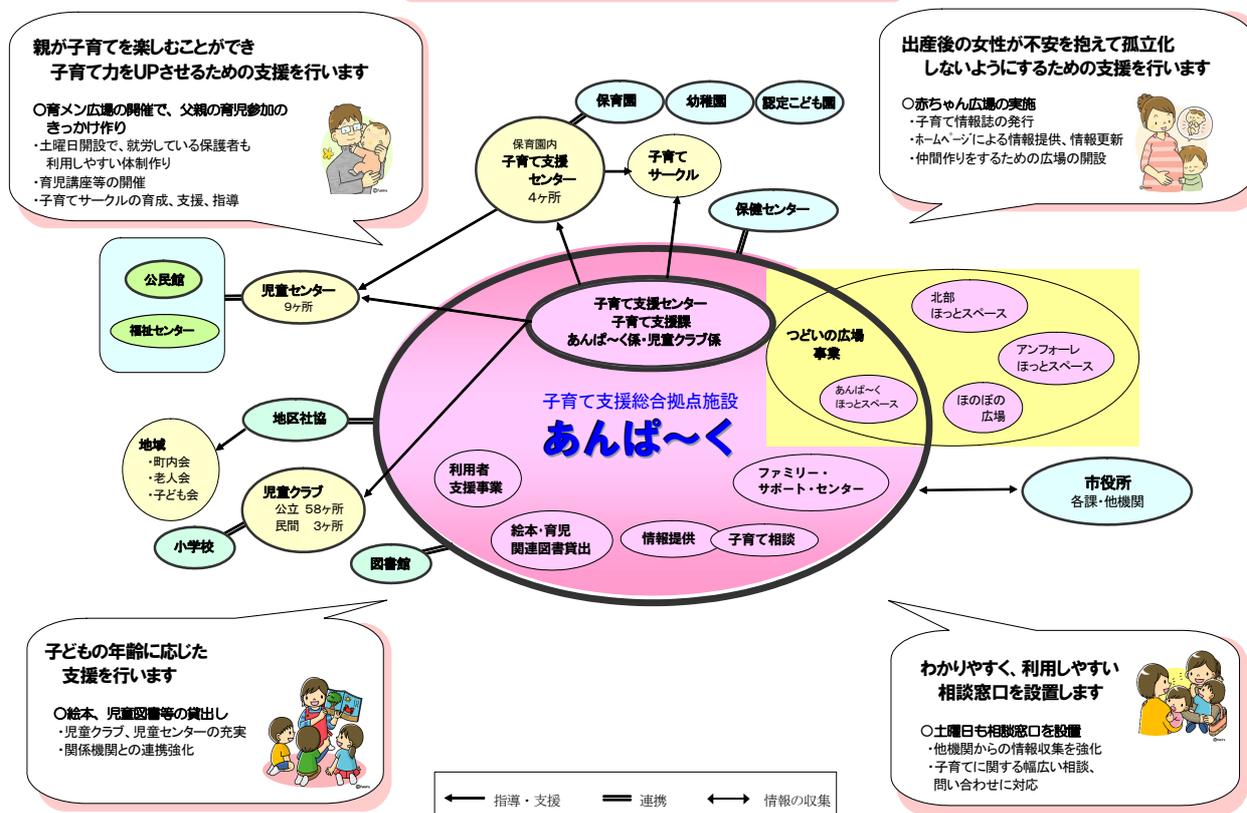
(2) 開館時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日は午前9時～午後4時)

事業名	開所日	開所時間
安城市子育て支援センター	月～土曜日	午前9時～正午 午後1時～午後4時
ファミリー・サポート・センター	月～金曜日	午前9時～午後5時
あんぱ〜くほっとスペース	月～金曜日 第2・第4土曜日	午前10時～午後4時 (土曜日は午後3時30分まで)
利用者支援窓口	火～金曜日	午前9時～午後5時

(3) 事業内容

- ・親が子育てを楽しむことができ、子育て力をUPさせる為の支援を行います。  
育メン広場・育児講座等の開催、子育てサークルの支援など
- ・出産後の女性が不安を抱えて孤立しないようにするための支援を行います。  
赤ちゃん広場の開催、子育て情報誌の発行など
- ・利用しやすい相談窓口を設置します。  
土曜日やオンラインでの相談窓口開設、情報提供など
- ・子どもの年齢に応じた支援を行います。  
絵本・児童図書・育児関連図書の貸出し、関係機関との連携強化など

## 安城市の子育て支援の体系



## 6) つどいの広場事業

主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流することで、精神的な安定をもたらし、安心して子育てができる環境を提供します。

### (1) 事業内容

- ① 遊びや創作遊び、リズム遊びなどを通して親子で遊びながら交流する。
- ② 子育てアドバイザーが相談に応じる。

実施場所	子育て支援総合拠点 施設 あんぱ〜く 「あんぱ〜くほっと スペース」	北部福祉センター 「北部ほっとスペース」	昭林公民館 「ほのぼのひろば」	アンフォーレ本館 「アンフォーレほっと スペース」
開設年月	平成23年1月 移転※	平成20年4月	平成22年4月	平成29年6月
実施日・時間	月曜日～金曜日、 第2・4土曜日 午前10時～午後4時 (土曜日は午後3時30分まで)	火曜日～木曜日 午前10時～午後3時	水曜日～金曜日 午前10時～午後3時	月曜日、 水曜日～日曜日 午前10時～午後4時
利用実績 (平成30年度)	延人数 18,776人 日数 260日	延人数 6,251人 日数 140日	延人数 4,064人 日数 137日	延人数 35,365人 日数 264日
利用実績 (令和元年度)	延人数 15,024人 日数 234日	延人数 6,310人 日数 139日	延人数 3,910人 日数 125日	延人数 24,513人 日数 244日
利用実績 (令和2年度)	延人数 4,939人 日数 215日	延人数 2,190人 日数 121日	延人数 2,558人 日数 113日	延人数 8,021人 日数 173日
利用実績 (令和3年度)	延人数 7,106人 日数 260日	延人数 2,683人 日数 145日	延人数 1,937人 日数 135日	延人数 10,057人 日数 210日
利用実績 (令和4年度)	延人数 7,979人 日数 260日	延人数 3,018人 日数 144日	延人数 2,135人 日数 136日	延人数 11,151人 日数 211日
利用実績 (令和5年度)	延人数 10,302人 日数 260日	延人数 4,320人 日数 149日	延人数 2,474人 日数 139日	延人数 25,602人 日数 289日

※平成17年5月地域サポートセンター内にて開設

7) 子育て支援センター

(各年度末日現在)

利 用 内 容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
安城市子育て支援センター	子育て相談	電話 (人)	113	138	112	38
		来 所 (人)	29	164	257	288
		計	142	302	369	326
	ルサークル支援	サークル数(件)	0	59	192	253
		利用人員(人)	0	1,103	2,198	2,842
	その他(育児講座・遊び広場等)(人)	534	1,262	2,217	2,299	
利用延べ人数	676	2,667	4,784	5,467		
利 用 内 容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
子育て相談	電話 (人)	26	8	4	5	
	来 所 (人)	213	503	579	473	
	計	239	511	583	478	
ルサークル支援	サークル数(件)	0	0	0	0	
	利用人員(人)	0	0	0	0	
その他(育児講座・遊び広場等)(人)	1,852	2,176	2,575	4,477		
利用延べ人数	2,091	2,687	3,158	4,955		
利 用 内 容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
子育て相談	電話 (人)	5	0	1	4	
	来 所 (人)	166	278	440	397	
	計	171	278	441	401	
ルサークル支援	サークル数(件)	0	0	0	6	
	利用人数 (人)	0	0	0	185	
その他(育児講座・遊び広場等)(人)	3,041	6,315	6,677	7,484		
利用延べ人数	3,212	6,593	7,118	8,070		

		利 用 内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
さくら子育て支援センター	相談 子育て	電 話 (人)	35	17	6	10
		来 所 (人)	252	274	400	326
		計	287	291	406	336
	ルサークル支援	サークル数(件)	0	0	0	0
		利用人員(人)	0	0	0	0
	その他(育児講座・遊び広場等)(人)		2,349	3,230	3,802	5,628
	利用延べ人数		2,636	3,521	4,208	5,964
		利 用 内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
和泉子育て支援センター	相談 子育て	電 話(人)	3	3	0	1
		来 所(人)	56	214	203	212
		計	59	217	203	213
	ルサークル支援	サークル数(件)	0	0	0	0
		利用人員(人)	0	0	0	0
	その他(育児講座・遊び広場等)(人)		2,104	3,047	2,596	5,346
	利用延べ人数		2,163	3,264	2,799	5,559
		利 用 内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体	相談 子育て	電 話 (人)	182	166	123	58
		来 所 (人)	716	1,433	1,879	1,696
		計	898	1,599	2,002	1,754
	ルサークル支援	サークル数(件)	0	59	192	259
		利用人員(人)	0	1,103	2,198	3,027
	その他(育児講座・遊び広場等)(人)		9,880	16,030	17,867	25,234
	利用延べ人数		10,778	18,732	22,067	30,015

平成9年5月1日	錦保育園内に安城市子育て支援センター開設
平成14年4月1日	二本木保育園内に二本木子育て支援センター開設
平成16年4月1日	あけぼの保育園内にあけぼの子育て支援センター開設
平成18年4月1日	根崎保育園内に根崎子育て支援センター開設
平成20年4月1日	さくら保育園内にさくら子育て支援センター開設
平成23年1月31日	安城市子育て支援センターを錦保育園内から「あんぱ〜く」へ移設
平成31年3月31日	根崎子ども園内の根崎子育て支援センター業務終了
平成31年4月1日	和泉保育園内に和泉子育て支援センター開設

## 8) 児童厚生施設等

(1) 児童センター 9か所

(各年度末日現在)

施設名	年間利用者(人)					
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北部児童センター 305.59㎡ S58.4開設	幼児	17,761	3,275	6,005	6,451	14,574
	小学生	13,201	726	1,613	1,886	4,088
	中学生	689	38	108	175	310
	一般	16,593	2,978	5,635	6,119	13,178
	計	48,244	7,017	13,361	14,631	32,150
作野児童センター 311.00㎡ S63.4開設	幼児	20,062	3,903	6,396	7,521	13,533
	小学生	7,048	429	1,222	1,582	3,111
	中学生	476	42	167	158	335
	一般	18,227	3,542	5,951	6,868	12,224
	計	45,813	7,916	13,736	16,129	29,203
中央児童センター 470.12㎡ H3.5開設	幼児	17,845	2,616	2,553	4,140	12,655
	小学生	4,848	184	394	608	2,831
	中学生	796	26	54	19	199
	一般	16,824	2,206	2,241	3,823	11,222
	計	40,313	5,032	5,242	8,590	26,907
桜井児童センター 376.28㎡ H4.4開設	幼児	16,727	4,381	4,999	5,981	11,252
	小学生	10,868	339	929	1,483	3,915
	中学生	650	127	29	128	164
	一般	15,125	4,092	4,716	5,588	10,235
	計	43,370	8,939	10,673	13,180	25,566
二本木児童センター 380.47㎡ H5.5開設	幼児	13,483	4,176	6,704	7,358	11,740
	小学生	8,094	414	1,475	1,867	4,515
	中学生	523	51	199	119	90
	一般	11,682	3,860	5,960	6,129	10,362
	計	33,782	8,501	14,338	15,473	26,707
中部児童センター 424.40㎡ H7.8開設	幼児	22,576	3,755	6,138	7,565	16,852
	小学生	8,754	768	1,673	2,102	6,064
	中学生	379	39	149	130	311
	一般	20,499	3,576	5,988	7,276	16,263
	計	52,208	8,138	13,948	17,073	39,490
西部児童センター 455.46㎡ H10.10開設	幼児	15,499	3,328	6,654	7,155	10,473
	小学生	5,637	464	1,345	996	2,690
	中学生	1,168	273	315	320	341
	一般	12,954	2,519	5,869	6,062	8,971
	計	35,258	6,584	14,183	14,533	22,475
安祥児童センター 375.60㎡ H25.4開設	幼児	16,500	3,483	6,315	7,505	12,201
	小学生	8,485	554	1,765	1,619	5,819
	中学生	1,620	36	129	112	173
	一般	14,649	3,001	5,609	6,723	11,274
	計	41,254	7,074	13,818	15,959	29,467
明祥児童センター 281.24㎡ H28.4開設	幼児	14,725	1,956	4,962	5,494	8,372
	小学生	6,761	250	1,299	1,860	2,972
	中学生	326	27	72	142	151
	一般	12,915	1,661	4,447	5,206	7,666
	計	34,727	3,894	10,780	12,702	19,161
合計	幼児	155,178	30,873	50,726	59,170	111,652
	小学生	73,696	4,128	11,715	14,003	36,005
	中学生	6,627	659	1,222	1,303	2,074
	一般	139,468	27,435	46,416	53,794	101,395
	計	374,969	63,095	110,079	128,270	251,126

## (2) 児童遊園・ちびっこ広場等

子どもたちの身近な遊び場として、ブランコ、すべり台などの遊具を設けた児童遊園を設置基準に基づき、地元の要望に沿って設置しています。日常の維持管理は地元町内会にお願いしています。

### ① 児童遊園 16か所 令和6年4月1日現在

和泉、箕輪、ゆたか、高棚、東町、西尾、堀内、尾崎、根崎、柿碓、浜屋、宇頭茶屋、桜井西町、西別所、東端、里

### ② ちびっこ広場 37か所

社口堂、山中、古井、福釜、岩根、かぶと、曲尺手、根崎、野寺、新池、別郷、古井一本木、堀内、天神、和泉、住吉、今池、八斗蒔、古井西、篠目、根崎北、和泉東、西別所、和泉南、弁天、城ヶ入、城ヶ入北、住吉西、堀内西、根崎西、東端、福釜新田、高棚南、北山崎、桜西、箕輪新田、北管口

### ③ その他遊園 70か所

川島、井杭山、今池、東町秋葉神社、村高天神社、榎前信照寺、赤松若松神社、石井辻原、高棚薬師堂、井畑ふれあい広場、今本町内会、安城明法寺、山崎、桜井円光寺、東町法行寺、寺領神社、福釜神明社、古井一本木、榎前向山、桜井西町秋葉神社、今本西山、河野藤野郷、篠目古林北、赤松本楽寺、城山団地、東町浅間神社、和泉本龍寺、池浦大山田上、上条神光寺、横山寺田、東尾町内会、三別、明本稻荷、古井大久後、鹿乗住宅、藤野子供運動広場、堀内天神、祢宜田、新池南、山崎神明社、下蝮、橋目白山神社、池浦北、城ヶ入白山神社、榎前井杭山、小川橋、大東、柿碓南屋敷、橋目、姫小川誓願寺、古井北芝崎、古井上寺、福釜条山、柿碓竹久、住吉東、新田北、北山崎、和泉庄司作、上条西、浜富こども、大東北、横山八左、今池東、安照、福釜レンガ広場、新田ふれあい広場、姫西門原、里高根、横山下毛賀知、西川

## 9) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

昼間、保護者が就労等で家庭にいない小学校児童を預かり、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

対象児童 小学1年～6年生までの留守家庭の児童

令和6年度実施施設 公立 58クラブ

民間 3クラブ

児童クラブの現況

(令和6年4月1日現在)

クラブ名	所在地	構造	面積 (㎡) 又は 教室名	定員 (人)	設立(増築)年月日
里町第1	里町足取1-5	鉄骨平屋	99.36	40	H4.4.1(北部児童センター内に開設) H16.4.1(里町小学校内に移転開設)
里町第2	里町足取1-5	教室棟内	理科室	40	H28.4.1(里町小学校内に開設)
里町第3	里町足取1-5	教室棟内	カウンセリングルーム	35	R3.4.1(里町小学校内に開設)
二本木第1	緑町1-19-3	鉄骨平屋	146.41	55	H5.5.1(二本木児童センター内に開設) H14.5.1(賃貸ビル内へ移転) H25.2.25 (二本木小学校正門前に新設移転)
二本木第2	緑町1-19-3	鉄骨平屋	146.41	55	H25.2.25 (二本木小学校正門前に新設開設)
二本木第3	緑町1-23-1	教室棟内	第2理科室	45	H29.4.1(二本木小学校内に開設)
中部第1	大東町12-8	鉄骨平屋	109.98	40	H8.4.1(中部児童センター内に開設) H16.4.1 (安城中部小学校内に移転開設)
中部第2	大東町12-8	木造平屋	44.70	20	H24.3.1(安城中部小学校内に開設)
中部第3	大東町12-8	教室棟内	日本語対応教室	35	H28.4.1(安城中部小学校内に開設)
桜井第1	小川町清水道6-1	鉄骨平屋	131.21	55	H11.4.1(桜井児童センター内に開設) H20.4.1(桜井小学校内に移転開設)
桜井第2	小川町清水道6-1	鉄骨平屋	75.28	35	H25.4.1(桜井小学校内に開設)
桜井第3	小川町清水道3-1	軽量鉄骨 2階	168.36	55	H28.4.1(桜井小学校内に開設) R5.4.1 (桜井小学校隣接地に新設移転)
桜井第4	小川町清水道3-1	軽量鉄骨 2階	168.36	55	R2.4.1(桜井小学校内に開設) R5.4.1 (桜井小学校隣接地に新設移転)
祥南第1	安城町庚申11	鉄骨平屋 一部木造	146.34	65	H12.4.1(祥南小学校内に開設) H18.11 増築 H24.3 耐震改修補強工事
南部第1	安城町城堀48	鉄骨平屋	104.99	40	H13.4.1(安城南部小学校内に開設)
南部第2	安城町城堀48	軽量鉄骨 2階	167.67	55	H27.4.1(安城南部小学校内に開設) R3.4.1 (安城南部小学校内に新設移転)
南部第3	安城町城堀48	軽量鉄骨 2階	167.67	55	R3.4.1(安城南部小学校内に開設)
北部第1	今本町8-9-9	鉄骨平屋 一部木造	105.59	40	H13.4.1(安城北部小学校内に開設) H24.3 耐震補強改修工事
北部第2	今本町8-3-12	鉄骨平屋	148.00	55	H24.3.1(塔ノ下公園前に開設)
北部第3	今本町8-9-9	教室棟内	特別支援教室	35	H29.4.1(安城北部小学校内に開設)
北部第4	今本町8-9-9	教室棟内	特別支援教室	35	R5.4.1(安城北部小学校内に開設)
錦町第1	錦町9-39	鉄骨平屋 一部木造	113.29	35	H14.4.1(錦町小学校内に開設) H24.3 耐震補強改修工事
錦町第2	錦町9-39	鉄骨1階	129.00	60	H28.4.1(錦町小学校内に開設) R4.4.1(錦町小学校内に新設移転)

公

立

クラブ名	所在地	構造	面積 (㎡) 又は 教室名	定員 (人)	設立(増築)年月日
錦町第3	錦町9-39	鉄骨1階	129.00	50	R3.4.1(錦町小学校内に開設) R4.4.1(錦町小学校内に新設移転)
作野第1	篠目町4-22-1	鉄骨平屋 一部木造	105.82	40	H14.4.1(作野小学校内に開設) H24.3 耐震補強改修工事
作野第2	篠目町4-22-1	鉄筋3階	74.99	35	H20.4.1 (作野小学校内にプレハブで開設) H23.2.7(作野小学校内に移転)
作野第3	篠目町4-22-1	教室棟内	特別活動室	35	H28.4.1(作野小学校内に開設)
三河安城第1	箕輪町昭和47	鉄筋3階	79.20	45	H14.4.1(三河安城小学校内に開設) H17.4.1 (三河安城小学校内に新設移転)
三河安城第2	箕輪町鳥屋金82-5	鉄骨2階	163.30	55	H22.7.20 (三河安城小学校隣接地に開設)
三河安城第3	箕輪町鳥屋金82-5	鉄骨2階	164.59	55	H22.7.20 (三河安城小学校隣接地に開設)
西部第1	福釜町猿町128	軽量鉄骨 2階	167.67	55	H14.10.1 (安城西部小学校内に開設) R3.4.1 (安城西部小学校内に新設移転)
西部第2	福釜町猿町128	軽量鉄骨 2階	167.67	55	H19.9.1(安城西部小学校内に開設) R3.4.1 (安城西部小学校内に新設移転)
西部第3	福釜町猿町128	教室棟内	低学年図書室	35	H31.4.1(安城西部小学校内に開設)
丈山第1	和泉町中本郷177-1	鉄骨2階	132.48	45	H14.10.1(丈山小学校内に開設) H18.7.20 (職業訓練校跡施設に移転) H24.4.1(南部公民館に暫定移転) H26.3.17 (丈山小学校正門前に新設移転)
丈山第2	和泉町中本郷177-1	鉄骨2階	132.48	45	H26.3.17 (丈山小学校正門前に開設)
丈山第3	和泉町南本郷1	教室棟内	図書室	35	R1.9.1(丈山小学校内に開設)
丈山第4	和泉町南本郷1	教室棟内	図工室	40	R4.4.1(丈山小学校内に開設)
明和第1	東端町明和66	鉄骨平屋	80.64	30	H16.4.1(明和小学校内に開設)
明和第2	東端町明和66	教室棟内	理科室	50	H27.4.1(明和小学校内に開設)
桜林第1	桜井町中狭間35-1	鉄骨平屋	99.36	40	H16.4.1(桜林小学校内に開設)
桜林第2	桜井町中狭間35-1	軽量鉄骨 2階	167.67	55	H27.4.1(桜林小学校内に開設) R3.4.1(桜林小学校内に新設移転)
桜林第3	桜井町中狭間35-1	軽量鉄骨 2階	167.67	55	R3.4.1(桜林小学校内に開設)
新田第1	新田町新栄100	鉄骨平屋	99.36	40	H16.4.1(新田小学校内に開設)
新田第2	新田町新栄100	教室棟内	図書室	40	H28.4.1(新田小学校内に開設)
東部第1	大岡町前畑72	鉄骨平屋	99.36	40	H17.4.1(安城東部小学校内に開設)
東部第2	大岡町前畑72	軽量鉄骨 2階	141.76	45	H28.4.1(安城東部小学校内に開設) R5.4.1 (安城東部小学校内に新設移転)

公立

クラブ名	所在地	構造	面積 (㎡) 又は 教室名	定員 (人)	設立(増築)年月日	
公立	東部第3	大岡町前畑72	軽量鉄骨 2階	141.76	50	R2.4.1(安城東部小学校内に開設) R5.4.1 (安城東部小学校内に新設移転)
	高棚第1	高棚町蛭田44	鉄骨平屋	79.38	30	H17.4.1(高棚小学校内に開設)
	高棚第2	高棚町蛭田44	教室棟内	理科室	40	H28.4.1(高棚小学校内に開設)
	志貴第1	柿碕町御用地45	木造平屋	54.27	15	H17.4.1(志貴小学校内に開設)
	志貴第2	柿碕町御用地45	教室棟内	図工室	35	H30.4.1(志貴小学校内に開設)
	桜町第1	桜町15-5	鉄筋4階	96.97	35	H17.4.1(桜町小学校内に開設)
	桜町第2	桜町15-5	教室棟内	多目的教室	35	H28.4.1 (桜町小学校内会議室に開設) R6.4.1 (桜町小学校内に移転)
	桜町第3	桜町15-5	教室棟内	会議室	35	R6.4.1(桜町小学校内に開設)
	今池第1	今池町2-1-52	鉄骨平屋	128.59	55	H17.4.1(今池小学校内に開設)
	今池第2	今池町2-1-52	教室棟内	特別支援教室	35	H29.4.1(今池小学校内に開設)
	梨の里第1	篠目町溝川38	鉄骨平屋	130.98	55	H18.4.1(梨の里小学校内に開設)
	梨の里第2	篠目町溝川38	教室棟内	多目的教室	60	H28.4.1(梨の里小学校内に開設)
	小 計			2,540		
民間	なかよし クラブ	昭和町3-26	木造平屋	96.00	-	S52.4 開設
	ひまわり クラブ	御幸本町11-17	木造平屋	92.54	-	S53.4 開設
	安城つくし クラブ	緑町1-12-12	鉄骨スレート	39.74	-	S56.4 開設

(各年度4月1日現在)

ク ラ ブ 名	利 用 人 数 (人)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
里 町 第 1	35	42	41	38	44	44
里 町 第 2	33	37	15	39	37	42
里 町 第 3			23	27	30	36
二 本 木 第 1	49	51	44	53	53	68
二 本 木 第 2	52	51	42	52	42	70
二 本 木 第 3	42	37	32	28	49	11
中 部 第 1	36	32	28	36	48	43
中 部 第 2	18	19	15	19	21	20
中 部 第 3	40	37	38	34	39	45
桜 井 第 1	60	54	62	54	64	66
桜 井 第 2	40	36	34	48	36	41
桜 井 第 3	50	36	41	39	59	67
桜 井 第 4		40	46	38	61	74
祥 南 第 1	64	42	47	72	78	74
祥 南 第 2		7	0	0	0	
南 部 第 1	71	66	28	38	42	37
南 部 第 2	40	43	45	46	59	59
南 部 第 3			37	53	44	58
北 部 第 1	37	35	35	43	40	48
北 部 第 2	49	48	52	47	59	53
北 部 第 3	33	35	34	36	34	36
北 部 第 4					22	24
錦 町 第 1	46	39	38	26	16	23
錦 町 第 2	41	56	35	58	50	60
錦 町 第 3			33	49	53	61
作 野 第 1	43	47	42	43	44	43
作 野 第 2	37	44	26	39	37	36
作 野 第 3	32	44	41	38	35	37
三 河 安 城 第 1	34	26	35	33	33	43
三 河 安 城 第 2	52	48	59	45	50	52
三 河 安 城 第 3	59	60	47	55	52	54
西 部 第 1	36	42	44	49	58	57
西 部 第 2	38	37	47	41	56	61
西 部 第 3	33	30	21	26	28	38
丈 山 第 1	57	46	54	49	43	58
丈 山 第 2	52	43	49	48	49	45
丈 山 第 3		28	28	28	28	43
丈 山 第 4				20	44	42
明 和 第 1	48	42	32	29	35	43
明 和 第 2	30	36	35	40	36	39
桜 林 第 1	55	64	30	38	30	43
桜 林 第 2	49	41	39	50	50	57
桜 林 第 3			48	58	57	54
新 田 第 1	45	40	46	39	33	39
新 田 第 2	32	29	35	43	39	39
東 部 第 1	52	48	37	41	15	16
東 部 第 2	41	34	31	33	47	42
東 部 第 3		20	30	31	48	50
高 棚 第 1	20	24	33	29	26	36
高 棚 第 2	22	31	28	37	36	36

(各年度4月1日現在)

ク ラ ブ 名	利 用 人 数 (人)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
志 貴 第 1	11	6	7	6	14	20
志 貴 第 2	25	22	15	20	16	26
桜 町 第 1	54	57	59	71	80	43
桜 町 第 2	42	35	36	33	40	37
桜 町 第 3						40
今 池 第 1	42	53	53	54	61	63
今 池 第 2	29	21	27	35	36	42
梨 の 里 第 1	49	48	55	52	45	61
梨 の 里 第 2	44	38	36	31	37	43
計	1,999	2,027	2,050	2,257	2,418	2,638

(各年度4月1日現在)

	ク ラ ブ 名	利 用 人 数 (人)					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民 間	なかよしクラブ	33	31	31	33	32	34
	ひまわりクラブ	43	45	46	37	45	50
	安城つくしクラブ	23	23	19	19	13	17
	池浦児童クラブ	29	22				
	計	128	121	96	89	90	101
合 計		2,127	2,148	2,146	2,346	2,508	2,739

## 10) 母親クラブ（地域組織活動育成事業）

家庭児童の健全な育成を図るため、母親などの地域住民の積極的参加による地域組織活動に対し、その活動費の助成を行い、活動の促進を図ることを目的としています。

活動母親クラブ（4クラブ）

（3月末現在）

	クラブ名	活動拠点		クラブ名	活動拠点
1	わんぱくルーム	北部福祉センター	3	親子リズムどんぐりクラブ	北部福祉センター
2	いけうらYYクラブ	池浦第1公民館	4	アンパンママ	桜井保育園

## 11) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、お互いに助け合う会員組織です。

(1) 主な活動内容（対象児童は0歳から小学6年生までです。）

- ① 保育施設の開始前または終了後の預かり
- ② 保育施設等への送迎
- ③ 学校の放課後、児童クラブ（学童保育）終了後の預かり
- ④ 子どもが軽度の病気回復期等、臨時的な預かり

※回復期であっても、保育施設等での集団保育が困難な場合は預かることができません。

- ⑤ 通院、看護、冠婚葬祭、兄弟姉妹等の学校行事、買い物等外出の際の預かり
- ⑥ 乳児の入浴の手伝い、検診の付き添い等の育児補助

※預かりの際に子どもを入浴させることはできません。

(2) 報酬の基準

子ども1人につき1時間あたりの報酬基準額

時間	月～金曜日	土、日、祝日、 12月29日～1月3日
午前7時～午後7時	600円	700円
上記以外の時間帯	700円	800円

※上記のほかに交通費等が依頼会員の負担となります。

## (3) 活動件数（件）、会員数（人） (各年度末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数	3,876	3,266	4,582	3,883	3,504
依頼会員	780	725	736	803	800
提供会員	62	64	70	73	72
両方会員	48	45	45	52	54
会員合計	890	834	851	928	926

## よく利用されている活動内容 (令和5年度)

内 容	回 数
子どもの習い事等の場合の援助	1,546
保育園・幼稚園・認定こども園の送り	587
保育園・幼稚園・認定こども園の迎え	467
保護者等の外出の場合の援助	178
保育園・幼稚園・認定こども園の帰宅後の預かり	109
児童クラブの迎え	182
保育園・幼稚園・認定こども園の登園前の預かり	16

## 12) 利用者支援事業

子育て支援アドバイザーが子育てに関する悩みや疑問を伺い、利用者にあった子育て支援サービスを提案します。

## (1) 相談、家庭支援、養育支援等 (令和5年度)

相談内容	電話件数	面接件数 (オンライン相談含む)	訪問件数	計
子どもの健康	16	12	65	93
子どもの発達	28	14	104	146
育児不安	8	9	5	22
家族関係	6	1	15	22
交流、学ぶ	0	0	7	7
家庭支援	2	0	1	3
近隣問題	0	0	0	0
子育ての孤立、負担	17	5	7	29
その他	9	5	16	30
計	86	46	220	352

## (2) 保育所、幼稚園、制度の情報提供等 (令和5年度)

相談内容	電話件数	面接件数 (オンライン相談含む)	訪問件数	計
保育所の利用	3	15	17	35
幼稚園の利用	3	3	9	15
認定こども園の利用	2	12	14	28
一時預かり	3	13	19	35
その他	0	5	94	99
計	11	48	153	212



## 1 2 保育園（保育課）

（児童福祉法 昭和23年1月1日施行）

### 1) 保育を必要とする事由

子ども・子育て支援法施行規則（平成27年4月1日施行）第1条等の要旨

保育所での保育は、保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、子どもが家庭において必要な保育を受けることができない場合に行う。

- ① 労働（3歳未満児の保護者は月80時間以上、3歳以上児の保護者は月60時間以上）することを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校その他の施設に在籍し、教育又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ 児童虐待を行っている又は再び行うおそれがあると認められること。また、配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

○ 入所児童数の推移（認定こども園を除く）（各年4月1日現在）

年	公立			事業団			私立			計		
	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計
2	888	2,239	3,127	—	—	—	335	274	609	1,223	2,513	3,736
3	583	1,311	1,894	295	826	1,121	346	314	660	1,224	2,451	3,675
4	598	1,073	1,671	284	778	1,062	327	334	661	1,209	2,185	3,394
5	593	1,046	1,639	284	726	1,010	283	275	558	1,160	2,047	3,207
6	545	1,006	1,551	260	647	907	225	202	427	1,030	1,855	2,885

※子宝（私立）が平成31年、第二じけい（私立）が令和2年、光徳（私立）が令和5年、  
ブライト（私立）が令和6年に認定こども園へ移行

※公立保育園10園が令和3年に社会福祉法人安城市こども未来事業団へ移管

※城ヶ入・東部・高棚・えのき・三ツ川（公立）が令和4年に認定こども園へ移行

## 2) 入所の特例

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年4月1日施行）第3条第2項の要旨

市長は、規則で定める保育所の定員に余裕のあるときは、保育を必要とする事由に該当しない保護者の子ども（保護者が育児休業中等の1号認定こども）を保育所に入所させることができる。

※安城市立保育所管理規則（昭和62年4月1日施行）第8条参照

### 3-1) 保育所数と定員の推移

(各年4月1日現在)

年	公立	私立	計	定員	備考	年	公立	私立	計	定員	備考
23	1	0	1	60	安城(公、新)						
24	1	0	1	60		4	23	6	29	2,870	東部、小川、ゆたか、錦、作野(定増)、あけぼの、和泉、東端、みのわ、三ツ川(定減)
25	2	1	3	185	あけぼの(公、新)、光徳(私、新)						
26	2	1	3	185		5	23	6	29	2,860	あけぼの、東部、小川、わかば(定増)、安城、城ヶ入、志貴、三ツ川、みその((定減))
27	2	1	3	185							
28	2	2	4	305	根崎(私、新)、あけぼの(定増)	6	23	6	29	2,810	作野、こひつじ(増)、あけぼの、小川、錦(定増)、城ヶ入、高棚、志貴、城山、わかば、ゆたか、みその(定減)
29	2	2	4	315	根崎(定増)						
30	5	2	7	655	東端、城ヶ入(公、合併)、南部(公、新)	7	23	6	29	2,770	あけぼの(改、定増)、東端、わかば、(定増)、高棚、小川、ゆたか、新田、赤松、みその(定減)
31	7	3	10	879	西部、和泉(公、新)、箕輪(私、新)、東端、城ヶ入(定減)						
32	7	3	10	879		8	23	6	29	2,810	光徳、よさみ(増)、和泉、わかば、ゆたか、赤松、作野(定増)、安城、西部、桜井(定減)
33	8	3	11	995	東部(公、新)、安城(増、定増)、箕輪(定減)						
34	8	3	11	995		9	23	6	29	2,870	安城、あけぼの、高棚、みのわ、赤松、みその、作野(定増)、小川(定減)
35	10	3	13	1,175	高棚(公、新)、志貴(公、合併)						
36	10	3	13	1,220	安城、西部、東部(定増)						
37	10	3	13	1,220		10	23	6	29	2,970	安城、あけぼの、南部、志貴、ゆたか、みのわ、新田、みその、錦、作野(定増)、東端、高棚、城山(定減)
38	10	3	13	1,225	安城(定増)						
39	10	3	13	1,225		11	23	6	29	3,000	あけぼの、みその、作野(定増) 東部(定減)
40	10	3	13	1,249	南部(増)、箕輪(定増)						
41	10	3	13	1,304	志貴(移転改)、南部、和泉(定増)、東端、城ヶ入(定減)	12	23	6	29	3,070	南部、西部、みのわ、みその、作野、よさみ(定増)、高棚(定減)、錦(増)
42	12	3	15	1,649	小川、城山(公、合併)、安城(増)、東部(増、定増)、光徳(定減)	13	23	7	30	3,260	第2よさみ(私、新)、西部、みのわ、みその、よさみ(定増)、南部、作野(増、定増)
43	13	3	16	1,829	わかば(公、新)、東端(改、定増)、安城、南部(定増)						
44	14	3	17	2,009	ゆたか(公、新)、あけぼの(増、定増)	14	23	7	30	3,370	二本木(わかば移転改、定増)、南部、和泉、高棚、ゆたか、作野(定増)
45	14	3	17	2,059	小川(増、定増)						
46	15	3	18	2,319	えのき(公、新)、あけぼの、志貴、わかば(増、定増)	15	23	7	30	3,530	安城、西部、東端、高棚、小川、城山、二本木、ゆたか、みのわ、新田、錦、作野、根崎、よさみ(定増)、志貴(定減)、あけぼの(増)
47	16	2	18	2,345	みのわ(公、新)、箕輪(私、廃止)、ゆたか(増、定増)、南部(定減)	16	23	7	30	3,570	あけぼの、西部、三ツ川(定増) 志貴(定減)
48	18	2	20	2,525	新田、赤松(公、新)、城ヶ入(移転改)	17	23	7	30	3,570	定員増減無
49	19	2	21	2,700	三ツ川(公、新)、安城、東端(改、定増)、和泉(移転改、定増)、城ヶ入(定増)	18	23	7	30	3,570	作野(増)、根崎(改)
50	21	3	24	3,030	みその、桜井(公、新)、愛輪(私、新)、西部、東端、高棚、赤松(定増)						
51	21	4	25	3,130	子宝(私、新)、あけぼの(改、定増)	19	23	7	30	3,600	あけぼの、南部、西部、和泉、小川、城山、二本木、桜井、作野(定増)、光徳(移転改定増)、東部、高棚、みのわ、新田、赤松、三ツ川、みその、錦、ゆたか(定減)
52	23	4	27	3,420	錦、作野(公、新)、赤松(増、定増)、新田(定増)						
53	23	5	28	3,520	よさみ(私、新)、西部(移転改、定増)、高棚(増、定増)	20	23	8	31	3,630	西部、錦、作野(定増)、さくら(城山移転改、定増)、東端、高棚、小川、二本木、新田、みその、桜井(定減)、すずらん(移転改)、こどもの城(私新)
54	23	5	28	3,550	南部(改)、城山(移転改)、わかば、ゆたか、えのき(増)、根崎(増、定増)	21	23	8	31	3,630	南部、和泉、さくら、みのわ(定増)、小川、ゆたか、みその(定減)
55	23	5	28	3,660	和泉(増)、小川(移転改) 三ツ川、錦(増、定増)	22	23	8	31	3,630	安城(移転改・定増)、小川、さくら、(定増)、高棚、二本木、桜井(定減)
56	23	5	28	3,700	新田、みその(増、定増) 東部(改、定減)						
57	23	6	29	3,730	こひつじ(私、新)南部(改)、東端(増)、桜井(増、定増)、高棚(改、定減)	23	23	8	31	3,630	安城、さくら、新田、桜井(定増)、東端(9月移転改・定増)、南部、高棚、ゆたか、みのわ、作野(定減)、こどもの城(定増)
58	23	6	29	3,340	安城(改)、志貴(移転改、定減)、みのわ(増、定減)、あけぼの、南部、西部、東端、赤松、作野(定減)	24	23	9 (12)	32 (35)	3,710 (3,800)	安城、南部、和泉、さくら、赤松、みその、桜井、西部、ゆたか、みのわ(定減)、第二じけい(私新) ※三河安城第二こひつじ(私新5月)、じけいの森(私新9月)、げんきのもり(私新10月)、よさみ(増6月)
59	23	6	29	3,340	子宝(改)						
60	23	6	29	3,110	よさみ(増)、あけぼの、和泉、東端、城ヶ入、ゆたか、新田、みその、錦(定減)	25	23	12	35	3,830	安城、城ヶ入、さくら、みその(定増)、南部、和泉、ゆたか(定減)
61	23	6	29	3,110	根崎(改)						
62	23	6	29	2,970	安城、志貴、作野(定増)、あけぼの、小川、城山、わかば、桜井(定減)	26	23	12	35	3,950	志貴、ゆたか、みのわ、新田、赤松、桜井(定増)、西部、小川(定減)
63	23	6	29	2,970	こひつじ(増)	27	23	12	35	4,045	南部、和泉、東端、志貴、さくら、二本木、みその、錦、子宝(定増)、安城、みのわ(定減)、子宝(改)

元	23	6	29	2,970	よさみ(増)	28	23	13	36	4,315	和泉、高棚、小川、さくら、二本木、ゆたか、新田、すずらん(定増)、志貴、赤松(定減)、てらベサニーサイド(私新)
2	23	6	29	2,940							
3	23	6	29	2,910		29	23	13	36	4,535	安城、ゆたか、赤松、みその、桜井、錦(定増)、みのわ(改、定増)

### 3-2) 保育所・認定こども園・幼稚園の定員の推移

(各年4月1日現在)

年	保育園					認定こども園					幼稚園				総定員(人)	備考
	公立(園)	事業団(園)	私立(園)	計(園)	定員(人)	公立(園)	事業団(園)	私立(園)	計(園)	定員(人)	公立(園)	私立(園)	計(園)	定員(人)		
30	23		11	34	4,405	0		2	2	406	4	8	12	3,414	8,225	根崎※1 てらベクリエティブ※2 ゆたか(定増)
31	23		12	35	4,625	2		4	6	1,363	2	7	9	2,525	8,513	ブライト(新)、麦のうさぎ(新) 安城※3、さくの※4 子宝※5、慈恵※6 和泉(改、定増)、 さくら、みのわ(定増)
2	23		11	34	4,635	2		5	7	1,708	2	6	8	2,180	8,523	みのわ(定増) 第二慈恵※7
3	13	10	11	34	4,585	0	4	5	9	1,948	0	6	6	1,823	8,356	南部(定増)、西部、東端(定減)、志貴、小川、みのわ、新田(定減)、赤松、みその(定減)、桜井(定減)※8 安城こども(定減)、さくのこども(定減)※9 安城北部、東栄※10
4	8	10	11	29	4,144	5	4	6	15	2,569	0	5	5	1,463	8,176	錦、作野(定減) 城ヶ入、高棚(定減)、東部、えのき、三ツ川(定増)※11 てらベクリエティブ(定減) にほんぎ※12 ちいさなこだから(新)※13
5	8	10	10	28	4,064	5	4	9	18	2,929	0	5	5	1,463	8,456	スマイリー(新) 光徳※14 桜井こども(新)
6	8	10	9	27	4,016	5	4	10	19	3,069	0	5	5	1,463	8,548	すずらん(定増) ブライト※15

- ※1 保育園から認定こども園へ移行
- ※2 幼稚園(てらべ)・保育園(こどもの城)から認定こども園へ移行
- ※3 幼稚園から認定こども園へ移行(定減)
- ※4 幼稚園から認定こども園へ移行(定減)
- ※5 保育園から認定こども園へ移行(定増)
- ※6 幼稚園から認定こども園へ移行
- ※7 幼稚園(第二慈恵)・保育園(第二じけい)から認定こども園へ移行
- ※8 公立保育園(南部、西部、東端、志貴、小川、みのわ、新田、赤松、みその、桜井)から事業団園へ移行
- ※9 公立認定こども園(安城こども、さくのこども)から事業団認定こども園へ移行
- ※10 公立幼稚園(安城北部、東栄)から事業団認定こども園へ移行
- ※11 公立保育園(城ヶ入、東部、高棚、えのき、三ツ川)から認定こども園へ移行
- ※12 幼稚園から認定こども園へ移行
- ※13 法人変更(旧三河安城第2こひつじ保育園)(定減)
- ※14 保育園から認定こども園へ移行(定増)
- ※15 保育園から認定こども園へ移行(定増)

#### 4) 保 育 所 の 現 況

施 設 名	所 在 地	経 営 主 体	規 模 構 造		定 員 (人)
			敷地面積	構 造 (㎡) 建物面積	
安 城	大東町11-30	安 城 市	3,000.89	鉄筋2階	230
あけぼの	今本町8丁目9-8	〃	3,727.82	〃	290
和 泉	和泉町北本郷237	〃	5,950.04	鉄筋2階	270
さ くら	桜井町新田20	〃	3,891.67	〃	270
二 本 木	緑町1丁目29	〃	3,042.00	〃	280
ゆ た か	古井町豊日25	〃	3,292.40	〃	215
錦	大山町1丁目19-15	〃	3,652.80	鉄筋2階	213
作 野	篠目町4丁目7-1	〃	4,621.77	鉄筋2階 鉄骨平	216
公 立 計					1,984
南 部	安城町小塚22-1	社会福祉法人	3,053.96	〃	175
西 部	福釜町笠松102	〃	4,127.64	鉄筋2階 鉄骨平	170
東 端	東端町住吉61-6	〃	2,930.79	〃	85
志 貴	尾崎町北裏49	〃	3,025.15	〃	80
小 川	小川町志茂188	〃	3,955.00	〃	170
み の わ	箕輪町神戸169-3	〃	4,685.28	鉄筋2階	270
新 田	新田町郷西99	〃	2,543.91	鉄筋平	120
赤 松	赤松町隅田川55	〃	2,527.13	〃	100
み そ の	美園町1丁目29	〃	2,790.54	鉄筋2階	135
桜 井	桜井町宮下14	〃	2,719.00	鉄筋平	105
事業団計					1,410
安城北 すずらん	昭和町5-16	〃	520.64	鉄骨2階	112
よ さ み	美園町2丁目9-4	〃	714.00	鉄筋3階 鉄骨2階	120
こひつじ	池浦町丸田12-3	〃	661.82	鉄骨2階	30
第2よさみ	三河安城南町 2丁目7-8	〃	186.33	〃	30
じけいの森	西別所町中新田18-1	〃	300.71	鉄骨2階	30
げんきのもり	里町大道寺1-7	〃	375.36	〃	30
あおぞら サニーサイド	今本町5丁目5-2	〃	2,523.96	木2階	160
麦のうさぎ	堀内町カラ桶17	〃	2,734.50	鉄骨2階	90
ちいさな こだから	三河安城町2丁目1-1	〃	194.77	鉄骨鉄筋10階建 3階部分(賃貸)	20
私 立 計					622
合 計					4,016

(令和6年4月1日現在)

入所児童数(人)							低年齢児	設立年月日(増改築年月)
5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	計		
43	38	21	26	19	4	151	○	S 23.4.1 (33.4増)(42.2増)(49.4改) (58.4改)(11.3増)(22.4移転改)
56	60	52	41	35	6	250	○	S 24.8.7 (43.5増)(46.4増)(51.4改)(6.11改) (11.3増)(15.3増)(16.3改修)
49	56	51	44	28	5	233	○	S 31.1.1 (49.4移転改)(55.4増)(12.3増) (27.10増)(31.3移転改)
60	57	51	46	31	11	256	○	S 32.10.15 (54.2移転改)(20.4移転改)(30.9増)
43	48	39	28	30	3	191	○	S 43.4.1 (45.10増)(54.4増)(13.12移転改)
36	39	33	18	16	5	147	○	S 44.4.1 (47.4増)(54.4増)(26.2改)
28	28	30	41	29	8	164	○	S 52.4.1 (55.4増)(11.3増) (12.3増)
29	30	29	37	30	4	159	○	S 52.4.1 (6.1増)(11.3増)(13.3増) (17.11増)
344	356	306	281	218	46	1,551	8	
29	29	18	15	11	1	103	○	S 29.6.23 (40.4増)(42.7増)(54.2改)(57.4改)(12.3 増)(13.3増)
26	26	25	15	15	1	108	○	S 30.4.30 (52.12移転改)(12.3増)(16.3増)
16	12	11	9	10	0	58	○	S 29.4.1 (43.4改)(49.4改)(57.4増) (23.8移転改)
10	21	15	11	5	0	62	○	S 29.6.1 (40.12移転改)(46.4増) (58.4移転改)(13.3増)
30	20	20	7	7	2	86	○	S 28.4.1 (39.4移転改)(45.4増) (55.4移転改)(11.3増)
40	38	37	35	32	2	184	○	S 47.4.1 (58.4増)(29.3移転改)(31.4増)
30	22	20	13	9	3	97	○	S 48.4.1 (56.1増)
20	18	17	9	9	0	73	○	S 48.4.1 (52.4増)
14	19	14	13	10	1	71	○	S 49.12.1 (56.4増)(12.3増)
20	14	16	9	6	0	65	○	S 50.1.1 (57.4増)
235	219	193	136	114	10	907	10	
1	1	11	17	10	1	41	○	S 50.4.1 (20.3移転改)(28.4増改)(R6.3増改)
23	24	21	18	17	2	105	○	S 53.4.1 (60.4増)(1.1増)(R6.3改) (7.4増)(24.6増)
0	0	0	8	10	0	18	○	S 57.4.1 (63.3増)(5.4増)
0	0	0	12	10	3	25	○	H 13.4.1
0	0	0	13	4	1	18	○	H 24.9.1
0	0	0	12	5	1	18	○	H 24.10.1
24	25	17	18	14	1	99	○	H 28.4.1
18	19	18	17	14	1	87	○	H 31.4.1
0	0	0	10	5	1	16	○	R 4.4.1法人変更(旧三河安城第2こひつじ保育園)
66	69	67	125	89	11	427	9	
645	644	566	542	421	67	2,885	27	

## 5) 延長保育の登録状況

(各年4月1日現在) (人)

園名	令和4年			令和5年			令和6年			
	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	
安城保育園	3歳未満児	37	42	79	24	37	61	26	28	54
	3歳児	21	25	46	20	21	41	15	13	28
	4歳児以上	50	57	107	38	53	91	47	51	98
	合計	108	124	232	82	111	193	88	92	180
あけぼの 保育園	3歳未満児	73	88	161	52	73	125	47	60	107
	3歳児	31	41	72	38	48	86	34	39	73
	4歳児以上	83	90	173	76	92	168	77	93	170
	合計	187	219	406	166	213	379	158	192	350
和泉保育園	3歳未満児	55	57	112	50	57	107	43	51	94
	3歳児	22	25	47	34	37	71	28	34	62
	4歳児以上	60	67	127	65	68	133	63	69	132
	合計	137	149	286	149	162	311	134	154	288
さくら保育園	3歳未満児	58	72	130	60	65	125	58	64	122
	3歳児	43	49	92	34	47	81	25	38	63
	4歳児以上	74	79	153	66	84	150	71	88	159
	合計	175	200	375	160	196	356	154	190	344
二本木保育園	3歳未満児	43	57	100	51	62	113	36	44	80
	3歳児	25	33	58	25	35	60	21	31	52
	4歳児以上	59	74	133	49	61	110	51	62	113
	合計	127	164	291	125	158	283	108	137	245
ゆたか保育園	3歳未満児	33	36	69	23	32	55	25	33	58
	3歳児	14	15	29	19	22	41	18	19	37
	4歳児以上	46	46	92	33	42	75	39	45	84
	合計	93	97	190	75	96	171	82	97	179
錦保育園	3歳未満児	48	61	109	40	56	96	48	53	101
	3歳児	22	26	48	17	19	36	15	22	37
	4歳児以上	39	39	78	42	46	88	35	42	77
	合計	109	126	235	99	121	220	98	117	215
作野保育園	3歳未満児	58	71	129	54	64	118	49	55	104
	3歳児	26	27	53	26	26	52	19	24	43
	4歳児以上	47	46	93	43	48	91	47	51	98
	合計	131	144	275	123	138	261	115	130	245
公立計	3歳未満児	405	484	889	354	446	800	332	388	720
	3歳児	204	241	445	213	255	468	175	220	395
	4歳児以上	458	498	956	412	494	906	430	501	931
	合計	1,067	1,223	2,290	979	1,195	2,174	937	1,109	2,046

園名		令和4年			令和5年			令和6年		
		開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計
南部保育園	3歳未満児	24	32	56	17	21	38	17	18	35
	3歳児	13	15	28	16	19	35	11	13	24
	4歳児以上	40	50	90	35	47	82	35	44	79
	合計	77	97	174	68	87	155	63	75	138
西部保育園	3歳未満児	26	31	57	21	25	46	20	20	40
	3歳児	14	16	30	17	18	35	18	21	39
	4歳児以上	33	41	74	31	37	68	32	17	49
	合計	73	88	161	69	80	149	70	58	128
東端保育園	3歳未満児	4	4	8	10	13	23	9	11	20
	3歳児	4	7	11	5	9	14	3	5	8
	4歳児以上	12	8	20	8	11	19	12	18	30
	合計	20	19	39	23	33	56	24	34	58
志貴保育園	3歳未満児	7	16	23	7	14	21	10	12	22
	3歳児	5	6	11	6	11	17	5	9	14
	4歳児以上	19	24	43	17	24	41	13	17	30
	合計	31	46	77	30	49	79	28	38	66
小川保育園	3歳未満児	10	16	26	8	14	22	6	8	14
	3歳児	14	17	31	4	4	8	7	12	19
	4歳児以上	33	43	76	32	42	74	18	23	41
	合計	57	76	133	44	60	104	31	43	74
みのわ保育園	3歳未満児	33	52	85	39	53	92	39	56	95
	3歳児	20	29	49	20	29	49	21	31	52
	4歳児以上	64	75	139	50	69	119	37	56	93
	合計	117	156	273	109	151	260	97	143	240
新田保育園	3歳未満児	18	22	40	25	27	52	20	23	43
	3歳児	19	21	40	12	16	28	15	17	32
	4歳児以上	30	31	61	31	34	65	27	33	60
	合計	67	74	141	68	77	145	62	73	135
赤松保育園	3歳未満児	10	12	22	7	11	18	7	10	17
	3歳児	6	12	18	6	6	12	8	11	19
	4歳児以上	8	18	26	10	20	30	15	21	36
	合計	24	42	66	23	37	60	30	42	72
みその保育園	3歳未満児	13	15	28	12	15	27	12	16	28
	3歳児	6	7	13	6	9	15	6	7	13
	4歳児以上	25	25	50	11	14	25	13	18	31
	合計	44	47	91	29	38	67	31	41	72
桜井保育園	3歳未満児	11	14	25	5	7	12	4	6	10
	3歳児	6	7	13	5	7	12	2	3	5
	4歳児以上	13	20	33	11	17	28	8	11	19
	合計	30	41	71	21	31	52	14	20	34
事業団計	3歳未満児	156	214	370	151	200	351	144	180	324
	3歳児	107	137	244	97	128	225	96	129	225
	4歳児以上	277	335	612	236	315	551	210	258	468
	合計	540	686	1,226	484	643	1,127	450	567	1,017

園名		令和4年			令和5年			令和6年		
		開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計	開園～8:15 までの利用	16:15～閉園 までの利用	合計
安城北 すずらん 保育園	3歳未満児	28	36	64	22	34	56	18	21	39
	3歳児	-	-	-	-	-	-	7	9	16
	4歳児以上	-	-	-	-	-	-	9	12	21
	合計	28	36	64	22	34	56	34	42	76
よさみ保育園	3歳未満児	25	30	55	20	30	50	33	40	73
	3歳児	18	21	39	17	20	37	15	22	37
	4歳児以上	33	41	74	31	40	71	39	49	88
	合計	76	92	168	68	90	158	87	111	198
こひつじ 保育園	3歳未満児	13	16	29	13	12	25	14	20	34
	3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4歳児以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	13	16	29	13	12	25	14	20	34
第2よさみ 保育園	3歳未満児	10	13	23	14	17	31	16	21	37
	3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4歳児以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	10	13	23	14	17	31	16	21	37
じけいの森 保育園	3歳未満児	14	22	36	16	21	37	15	20	35
	3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4歳児以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	14	22	36	16	21	37	15	20	35
げんきのもり 保育園	3歳未満児	11	12	23	7	6	13	15	19	34
	3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4歳児以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	11	12	23	7	6	13	15	19	34
あおぞら サニーサイド 保育園	3歳未満児	34	39	73	29	33	62	21	26	47
	3歳児	21	27	48	18	19	37	13	14	27
	4歳児以上	40	48	88	35	40	75	32	41	73
	合計	95	114	209	82	92	174	66	81	147
麦のうさぎ 保育園	3歳未満児	15	18	33	16	22	38	10	19	29
	3歳児	10	12	22	12	13	25	9	11	20
	4歳児以上	22	26	48	18	23	41	17	29	46
	合計	47	56	103	46	58	104	36	59	95
ちいさな こだから 保育園※1	3歳未満児	2	3	5	10	15	25	8	12	20
	3歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4歳児以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2	3	5	10	15	25	8	12	20
私立計	3歳未満児	152	189	341	147	190	337	150	198	348
	3歳児	49	60	109	47	52	99	44	56	100
	4歳児以上	95	115	210	84	103	187	97	131	228
	合計	296	364	660	278	345	623	291	385	676
合計	3歳未満児	713	887	1,600	652	836	1,488	626	766	1,392
	3歳児	360	438	798	357	435	792	315	405	720
	4歳児以上	830	948	1,778	732	912	1,644	737	890	1,627
	合計	1,903	2,273	4,176	1,741	2,183	3,924	1,678	2,061	3,739

## 6) 児童入所比率

(各年4月1日現在)

年	年齢	幼児人口 (人) X	入所児童数(人)			入所比率(%)		
			保育所 a	市内幼稚園 b	計 (a+b)=c	保育所 a/X×100	市内幼稚園 b/X×100	計 c/X×100
2	0歳児	1,681	102	0	102	6.1	0	6.1
	1歳児	1,765	534	0	534	30.3	0	30.3
	2歳児	1,797	700	0	700	39.0	0	39.0
	3歳児	1,898	896	815	1,711	47.2	42.9	90.1
	4歳児	1,757	930	736	1,666	52.9	41.9	94.8
	5歳児	1,907	1,010	802	1,812	53.0	42.1	95.0
	計	10,805	4,172	2,353	6,525	38.6	21.8	60.4
3	0歳児	1,588	98	0	98	6.2	0	6.2
	1歳児	1,684	558	0	558	33.1	0	33.1
	2歳児	1,746	675	0	675	38.7	0	38.7
	3歳児	1,793	880	781	1,661	49.1	43.6	92.6
	4歳児	1,883	981	773	1,754	52.1	41.1	93.1
	5歳児	1,761	969	717	1,686	55.0	40.7	95.7
	計	10,455	4,161	2,271	6,432	39.8	21.7	61.5
4	0歳児	1,502	92	0	92	6.1	0	6.1
	1歳児	1,547	519	0	519	33.5	0	33.5
	2歳児	1,649	726	0	726	44.0	0	44.0
	3歳児	1,720	796	782	1,578	46.3	45.5	91.7
	4歳児	1,766	942	727	1,669	53.3	41.2	94.5
	5歳児	1,860	999	762	1,761	53.7	41.0	94.7
	計	10,044	4,074	2,271	6,345	40.6	22.6	63.2
5	0歳児	1,412	109	0	109	7.7	0	7.7
	1歳児	1,479	591	0	591	40.0	0	40.0
	2歳児	1,523	700	0	700	46.0	0	46.0
	3歳児	1,599	825	659	1,484	51.6	41.2	92.8
	4歳児	1,725	884	743	1,627	51.2	43.1	94.3
	5歳児	1,760	962	700	1,662	54.7	39.8	94.5
	計	9,498	4,071	2,102	6,173	42.9	22.1	65.0
6	0歳児	1,357	104	0	104	7.7	0	7.7
	1歳児	1,402	544	0	544	38.8	0	38.8
	2歳児	1,457	699	0	699	48.0	0	48.0
	3歳児	1,494	784	572	1,356	52.5	38.3	90.8
	4歳児	1,597	905	605	1,510	56.7	37.9	94.6
	5歳児	1,714	888	738	1,626	51.8	43.1	94.9
	計	9,021	3,924	1,915	5,839	43.5	21.2	64.7

※認定こども園：保育園コースは保育所、幼稚園コースは市内幼稚園に含む

7) 公立保育所職員数の推移 (各年4月1日現在)

年	園長	主任保育士	保育士	看護師	計
2	23	37	253	3	316
3	13	21	168	2	204
4	8	16	151	2	177
5	8	16	152	3	179
6	8	16	162	3	189

8) 事業団保育所職員数の推移 (各年4月1日現在)

年	園長	主任保育士	保育士	看護師	計
4	10	15	94	0	119
5	10	16	95	0	121
6	10	16	98	0	124

9) 保育費決算額の状況

歳出総額		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
		5,146,798	100.0	5,747,901	100.0	7,484,263	100.0	7,228,309	100.0	7,753,009	100.0	
保育事業費 (経常費)	総額	5,034,653	97.8	5,747,901	100.0	7,484,263	100.0	7,228,309	100.0	7,753,009	100.0	
	内訳	人件費	2,588,665	50.3	2,657,911	46.2	2,763,601	36.9	2,790,277	38.6	2,877,282	37.1
		事業費 その他	2,445,988	47.5	3,089,990	53.8	4,720,662	63.1	4,438,032	61.4	4,875,727	62.9
建設事業費		112,145	2.2	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年 増加率	歳出総額	△714,607	△12.2	601,103	11.7	1,736,362	30.2	△255,954	△3.4	524,700	7.3	
	保育事業費	20,042	0.4	713,248	14.2	1,736,362	30.2	△255,954	△3.4	524,700	7.3	

10) 保育料

安城市保育所保育料(利用者負担額)徴収基準表

令和元年10月1日改正

階層区分		保育料基準額(月額)	
		3歳未満児	
		保育短時間	保育標準時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
市町村民税所得割額			
C	48,599円以下	8,500	11,000
	ひとり親、障害児世帯等	1,600	1,600
D1	48,600円以上 60,999円以下	11,500	14,000
	ひとり親、障害児世帯等	1,600	1,600
D2	61,000円以上 71,999円以下	13,800	16,300
	ひとり親、障害児世帯等	1,600	1,600
D3	72,000円以上 108,999円以下	21,000	23,500
	うち77,100円以下のひとり親、障害児世帯等	1,600	1,600
D4	109,000円以上 140,999円以下	28,400	30,900
D5	141,000円以上 168,999円以下	37,400	39,900
D6	169,000円以上 200,999円以下	44,600	47,100
D7	201,000円以上 340,999円以下	46,500	49,000
D8	341,000円以上	48,000	50,500

- 1 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の保育料は無料です。
- 2 「保育短時間」の料金は8時15分から16時15分までの8時間の利用料金、「保育標準時間」の料金は各保育所の開所時刻から11時間までの時間の利用の料金です。
- 3 ひとり親、障害児世帯等
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯で、次に掲げる障害児又は障害者を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

### 兄弟入所の保育料軽減

同一世帯から2人以上入所している（幼稚園、認定こども園等を含む）場合、保育料は次表のとおり

区分	① 最年長児	② ①の児童を除く最年長児	③ ①②以外の児童
B階層に属する世帯	0円	0円	0円
C～D8階層に属する世帯	徴収基準表に定める額	徴収基準表に定める額×0.5（10円未満切捨て）※市町村民税所得割額77,100円以下のひとり親、障害児世帯等は0円	

※生計を一にする小学校1年生以上の子がいる市町村民税所得割額57,699円以下の世帯で、この表の軽減対象とならないものの保育料については、第2子は半額、第3子以降は0円とする。  
 ※扶養している子（18歳未満）の第3子以降の保育料については0円とする。

### 第2子以降の低年齢児保育の無償化

#### 対象者

- 第1子の年齢や入園の有無、世帯の所得に関わらず、次のいずれにも該当する3歳児未満の子
- ・安城市在住であること
  - ・保護者が共働き等で保育が必要と認められること
  - ・同一世帯の子の中で第2子以降であること

#### 無償化の範囲

毎月の保育料（延長保育利用料、休日保育利用料、その他行事費等は対象外）

## 11) 一時・特定保育登録状況（人）

（各年4月1日現在）

施設名	年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
東部こども園 ※～令和3年度 東部保育園	3歳未満児	11	6	12	11	16
	3歳児	1	1	1	0	2
	4歳以上児	8	4	2	1	1
	計	20	11	15	12	19
高棚こども園 ※～令和3年度 高棚保育園	3歳未満児	0	3	4	13	23
	3歳児	1	1	0	0	1
	4歳以上児	1	0	1	0	2
	計	2	4	5	13	26
三ツ川こども園 ※～令和3年度 三ツ川保育園	3歳未満児	7	6	8	5	14
	3歳児	1	1	0	0	0
	4歳以上児	0	3	5	1	0
	計	8	10	13	6	14
みのわ保育園	3歳未満児	9	7	11	17	41
	3歳児	3	2	1	4	0
	4歳以上児	8	1	3	3	5
	計	20	10	15	24	46
安城北すずらん 保育園 ※R6年度より幼児 の受け入れ開始	3歳未満児	15	17	10	14	35
	3歳児	-	-	-	-	2
	4歳以上児	-	-	-	-	0
	計	15	17	10	14	37
よさみ保育園	3歳未満児	8	6	8	12	30
	3歳児	5	0	0	2	0
	4歳以上児	0	1	0	1	0
	計	13	7	8	15	30
げんきのもり保育園	3歳未満児	2	1	7	12	23
	計	2	1	7	12	23
あおぞらサニーサイド 保育園	3歳未満児	7	4	5	15	21
	3歳児	0	0	1	0	0
	4歳以上児	0	0	0	2	0
	計	7	4	6	17	21

麦のうさぎ保育園 ※平成31年4月8日～ 利用登録受付開始	3歳未満児	8	9	7	20	29
	3歳児	2	3	1	8	3
	4歳以上児	5	4	3	6	3
	計	15	16	11	34	35
根崎こども園	3歳未満児	5	6	6	12	7
	3歳児	1	0	1	1	2
	4歳以上児	1	2	2	1	2
	計	7	8	9	14	11
光徳保育園	3歳未満児	9	8	8	19	22
	3歳児	1	0	1	4	4
	4歳以上児	2	1	2	1	2
	計	12	9	11	24	28
桜井こども園 ※令和5年度分～ 利用登録受付開始	3歳未満児	-	-	-	4	30
	3歳児	-	-	-	1	2
	4歳以上児	-	-	-	1	2
	計	-	-	-	6	34
合計	3歳未満児	81	73	86	154	291
	3歳児	15	8	6	20	16
	4歳以上児	25	16	18	17	17
	計	121	97	110	191	324

《一時保育》とは、保護者の不規則な就労、出産、疾病及び介護などの理由で緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童(対象年齢は実施園により異なる)を対象に実施するもの。

- ・実施園 (定員1日当たり各園10人程度) [公] 東部、高棚、三ツ川 [事] みのわ [私] 安城北すずらん、よさみ、げんきのもり、あおぞらサニーサイド、麦のうさぎ、根崎、光徳、桜井
- ・実施時間(月～金)8:30～16:00 (土)8:30～12:00 ※日曜、祝日及び年末年始は実施しない。
- ・利用料金(3歳児以上は給食費・おやつ代別途実費徴収。) 月～金 0歳～2歳児 2,000円(日額)、3～5歳児 750円(日額) ※土曜日はいずれも半額 ただし生活保護受給の方と裁判員制度のため利用(月～金、8:30～18:00)される方は無料
- ・利用可能日数 ①就労等による理由で利用する場合は最高で月14日以内 ②私的利用は月5日以内

《特定保育》とは、保護者が、パート就労等で定期的(保育園に入園対象とならない程度で、月64時間以上)に保育が困難となる生後6か月から就学前までの児童を対象に実施するもの。

- ・実施園 [公] 三ツ川こども園 [私] 光徳保育園
- ・定員 1日当たり各園10人程度
- ・実施時間(月～金)1日の場合8:30～16:00 午前の場合8:30～12:15 午後の場合12:15～16:00 (土)8:30～12:00 ※日曜、祝日及び年末年始は実施しない。
- ・利用可能日数 0歳～2歳児は月19日以内 3～5歳児は月14日以内
- ・利用料金(3歳児以上は給食費・おやつ代を別途実費徴収する。) 月～金 0歳～2歳児 2,000円(日額)、3～5歳児 750円(日額) ※午前のみ、午後のみ、土曜日はいずれも半額

## 12) 休日保育登録状況 (人)

(各年4月1日現在)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
二本木保育園	205	171	165	111	97
南部保育園	159	166	132	92	75
合計	364	337	297	203	172

《休日保育》とは、休日(日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。)に保護者が仕事や病気などのために、家庭で児童の保育ができない場合に保護者に代わって保育するもの。市内の保育園に入園する(している)生後6か月から就学前までの児童を対象に実施。

- ・実施園 [公] 二本木保育園 [事] 南部保育園
- ・定員 1日当たり各園100人
- ・実施時間 7:30～18:30 ※年末年始は実施しない。
- ・利用料金(全ての年齢で主食は提供しない。おやつ代は料金に含む。)  
0歳～2歳児2,000円(日額)、3歳児1,000円(日額)、4～5歳児900円(日額)

## 13) 病児・病後児保育利用状況 (延べ利用日数)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ぐんぐん	265日	83日	201日	145日	216日
nanoha	-	-	-	290日	354日

《病児・病後児保育》とは、病気又は病気の回復期にあり、集団で保育を受けることが困難な生後6か月から小学校3年生までの児童を対象に、家族の仕事などのため家庭で保育できない場合に一時的に児童を預かるもの。平成16年4月から市役所西会館(現さくら庁舎)で実施していた病後児保育に病児保育を加え、平成21年7月から病児・病後児保育「ぐんぐん」が開設。令和4年度から安城市病児・病後児保育支援事業が開始され、病児保育室「nanoha」が補助金交付施設となった。

病児・病後児保育室「ぐんぐん」(安城市法連町6-16)

- ・定員 1日当たり4人
- ・実施時間 8:15～18:00(月～土)  
※日曜、祝日及び年末年始は実施しない。
- ・利用料金 2,000円(日額)  
※課税状況により減免される場合がある。

病児保育室「nanoha」(安城市桜井町貝戸尻36-1)

- ・定員 1日当たり3～6人
- ・実施時間 7:45～18:00(月、火、木、金)、7:45～12:00(水、土)  
※日曜、祝日及び第3水曜日午前は実施しない。
- ・利用料金 2,500円(日額)



### 1 3 幼稚園（保育課）

（学校教育法 昭和 22 年 3 月 31 日施行）

#### 1) 安城市内の幼稚園

幼稚園名	所在地	定員(人)
石橋幼稚園	安城市里町足取 3	310
ともえ幼稚園	安城市今本町 1 丁目 6-30	350
愛知学泉大学附属幼稚園	安城市安城町栗ノ木 41-1	314
愛知学泉短期大学附属幼稚園	安城市小堤町 4-25	209
愛知学泉大学附属桜井幼稚園	安城市桜井町稻荷東 20-3	280
合計	5 園	1,463

#### 2) 幼稚園授業料

幼児教育・保育の無償化に伴い、月額 25,700 円まで無償。

#### 3) 幼稚園園児数及び推移

(1) 幼稚園園児数（令和 6 年 5 月 1 日現在）※（ ）はクラス数

市内外 幼稚園名	満 3 歳		3 歳		4 歳		5 歳		合計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
石橋	1	0	19	32	37	44	52	37	109	113
	1		51	(3)	81	(3)	89	(3)	222	(9)
ともえ	2	0	26	1	22	2	34	2	84	5
	2	(1)	27	(2)	24	(2)	36	(2)	89	(7)
愛知学泉大学 附属	1	0	70	3	86	2	98	2	255	7
	1	(1)	73	(3)	88	(3)	100	(3)	262	(10)
愛知学泉短期 大学附属	0	0	50	2	52	1	69	2	171	5
	0	(1)	52	(2)	53	(2)	71	(2)	176	(7)
愛知学泉大学 附属桜井	0	0	47	4	77	1	80	5	204	10
	0	(1)	51	(3)	78	(3)	85	(3)	214	(10)
合計	4	0	212	42	274	50	333	48	823	140
	4	(4)	254	(13)	324	(13)	381	(13)	963	(43)

(2) 幼稚園園児数の推移(各年5月1日現在) ※ ( ) はクラス数

年	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
2	12(2)	537(22)	473(16)	514(16)	1,536(56)
3	9(2)	505(22)	540(16)	478(16)	1,532(56)
4	11(1)	379(18)	410(15)	439(15)	1,239(49)
5	5(1)	318(17)	383(15)	404(15)	1,110(48)
6	4(4)	254(13)	324(13)	381(13)	963(43)

4) 私立幼稚園児給食費補助

私立幼稚園の在園児が第3子以降である場合は給食費相当額を、また児童と同一の世帯に属する者の市区町村民税所得割税額の合計が77,100円以下の世帯である場合は副食費相当額を補助します。